

昭和50年度帰国研修員巡回指導

アジア租税班
巡回指導報告書

国際協力事業団研修事業部

JICA LIBRARY



1058468[8]

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 3. 10	100
登録No. 00106	39.5
	TA

ま え が き

国際技術協力の一環としてアジア租税セミナー（International Seminar on Taxation for Asian Countries 略称 ISTAC）が開設されたのは、1968年であるが、その後、セミナーは順調に推移し、1975年で第8回をむかえた。その間、韓国税務職員のみを対象とした韓国コース及び上級幹部職員を対象としたシニアコースも開設され、参加国及び参加研修員も18ヵ国、265名）にのぼることになった。しかしながら、研修員が帰国後どのように活躍し、セミナーで得た知識がどのように役立っているのか、セミナーに対し、どのような意見をもっているのか等についての調査が不十分で、それらの点について把握したいというのがかねてからの念願であった。今回、ISTACの巡回指導を実施し、フィリピン、マレーシア、シンガポール及び韓国の4ヵ国を訪問して、上記の希望をほぼ達することができた。また、その間、多数の帰国研修員と面談する機会に恵まれ、かつ関係当局の首脳と意見をかわし、相互の友好と親善を深めることができたことは、きわめて有意義であった。

本報告書は、今回の巡回指導の概要を紹介し、次回以降のセミナーの参考に資するものである。本報告書が今後の国際技術協力及びセミナーの発展にいくぶんなりとも役に立てば幸いである。

終りに、巡回指導実施のため御協力を賜った外務省、大蔵省、国税庁、その他の関係機関各位に深甚の謝意を表したい。

昭和51年7月

研 修 事 業 部



写真-1 内閣歳入庁E.I.Piana
長官表敬及び懇談
(フィリピン, マニラ, 長官室)

写真-2 Development Academy
of the Philippines 視察,
帰国研修員と
(フィリピン, マニラ 郊外)

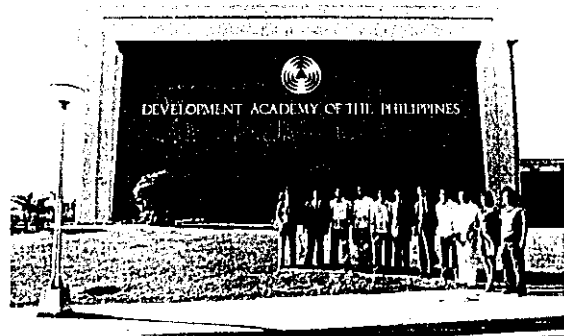


写真-3 National Tax Research
Center の玄關において歓迎
標示板を背に(フィリピン, マニラ)

写真-4 関税・消費税庁次長主催
昼食会場にて
(マレーシア, グアランプール, ヒルトン・ホテル)





写真-5 クアラルンプール税務署
視察
(マレーシア, クアラルンプール)

写真-6 内国歳入庁視察
帰国研修員 Mr. Subramaniam
の職場にて
(シンガポール)



写真-8 帰国研修員との会合会場
にて
(韓国, ソウル, 国税庁技術研究所)



写真-7 高国税庁長表敬
(韓国, ソウル, 庁長室)



目 次

巡回指導報告編

I 概 要	3
1. 巡回指導の目的	3
2. 指導班の氏名, 訪問国, 訪問機関等	3
(1) 指導班の氏名	3
(2) 訪問国, 訪問機関	3
(3) 対象帰国研修員	4
(4) 質問書の作成及び送付	5
(5) 巡回指導班の日程表	6
3. 巡回指導報告概要	10
(1) 各国税務関係幹部表敬及び懇談	10
(2) 帰国研修員との会合日時及び出席者等	15
(3) 帰国研修員との会合の内容	16
II 巡回指導調査内容	26
1. 総 説	26
2. フィリピン	29
3. マレーシア	39
4. シンガポール	46
5. 韓 国	55
III 結 び	70

各国の税務行政調査編

I	フィリピン	73
1.	租税構造	73
2.	税務行政組織	74
3.	税務行政上の主要問題	77
4.	徴税費	78
5.	賦課制度の概要	78
6.	納税意識	80
7.	調査	81
8.	納付	82
9.	コンピューターの利用状況	82
10.	人事管理	82
II	シンガポール	84
1.	租税構造	84
2.	税務行政組織	85
3.	税務行政上の主要問題	90
4.	徴税費	90
5.	賦課制度の概要	91
6.	納税意識	91
7.	調査	92
8.	納付	93
9.	コンピューターの利用状況	93
10.	人事管理	93

参考資料

1.	質問書	97
2.	アジア租税セミナー沿革及び国別参加人員	106

巡回指導報告編

I 概 要

1. 巡回指導の目的

今回の巡回指導の目的は、下記の諸点におかれた。

- (1) ISTACの帰国研修員に会い、現在の活動実態を把握し、今後のセミナーについての意見を聞き、あわせて研修計画についての資料や情報を収集すること。
- (2) 派遣機関を表敬訪問し、先方のセミナーについての意見やアドバイスを聞くこと。
- (3) 今後のセミナーの企画、立案の参考とするため訪問国における税務行政の実情に関する資料や情報を可能な限り収集すること。
- (4) 韓国において昭和50年度は見送りとなったISTAC 韓国コースについて先方の事情を聞くとともに、昭和51年度における研修について協議を行うこと。
- (5) シンガポールで開催される予定の次回アジア租税研究会議(The Study Group on Asian Tax Administration and Research, 略称 SGATAR)の議題等について感触をうること。

2. 指導班の氏名, 訪問国, 訪問機関等

(1) 指導班の氏名

団長	日向 隆	国税庁長官官房総務課課長補佐
	宮城 健 蔵	国税庁長官官房企画調査室 主任税務分析専門官
	辻 富 久	大蔵省主税局国際租税課 調査第二係長
	笠 間 孚 彦	国際協力事業団研修事業部 研修第三課

(2) 訪問国, 訪問機関

「巡回指導の日程表」参照。

(3) 対象帰国研修員

ISTAC は1968年（韓国研修は1967年）に開設され、1975年までに第8回を迎えた。1975年までの訪問国の帰国研修員のコース別内訳は、次表のとおりである。

① 一般コース（直接税コース・間接税コース）

表 - 1

（単位：名）

年度 \ 国名	フィリピン	マレーシア	シンガポール	韓国	合計
1968	4	2	—	3	9
1969	2	2	2	2	8
1970	2	1	2	2	7
1971	2	2	1	2	5
1972	2	1	2	2	7
1973	4	2	4	4	14
1974	4	1	3	2	10
1975	3	1	3	2	9
合計	23	10	17	19	69

② シニア・コース

表 - 2

（単位：名）

年度 \ 国名	フィリピン	マレーシア	シンガポール	韓国	合計
1974	1	1	1	1	4
1975	0	1	1	1	3
合計	1	2	2	2	7

（註）シニア・コースは1974年アジア諸国の幹部税務職員（省：審議官，庁：部長クラス以上）を対象にそれぞれの国の諸問題について意見交換を行うことを目的として開設された。シニア・コース参加者に対しては今後のセミナーの企画・立案の参考とするためそれぞれの国の税務行政について調査・資料収集の協力を依頼することとし、開設後未だ歴史も浅いこと等を参酌、本来の巡回指導の対象から除外することとした。

③ 韓国コース（特別コース）

表 - 3

（単位：名）

研修年度	人員	備 考
1967	20	韓国研修 Aコース：庁・課長クラスを対象 Bコース：庁・係長クラスを対象
1968	11	
1969	16	
1970	16	
(小 計)	(63)	
1971	-	中 断
1972	-	
1973	10	韓国コース (実施科目を限定, 庁・係長クラスを対象, 各年10名) (注) 75年は実施を見送り, 76年5月～6月実施
1974	10	
1975	-	
合 計	83	

(4) 質問書の作成及び送付

① 巡回指導についての質問書の作成及び送付

巡回指導が十全な目的を達成するため、帰国研修員の活動状況、研修の評価等についての質問書を事前に作成し送付することとした。巡回指導についての質問書の作成は、従来の巡回指導の質問書の形式・内容を踏え、かつ、過去のISTACの報告書を参酌し、帰国研修員の研修に対する要望、評価が多面的にくみとれるよう配慮した。

質問書は帰国研修員全員（但し、韓国については対象帰国研修員をしぼった）を対象に巡回指導班連名でJICA（本部）→JICA 海外事務所→研修員所属機関→研修員のルートで送付した（ただし、韓国については在韓国日本大使館を通じて送付）。

参考資料3(1)「Questionnaire」参照

② 税務行政についての質問書の作成及び送付

従来のセミナーでは、わが国の税制及び税務行政の紹介を主としていたため、参加者の中には、それぞれの国がかかえている問題点について討論を行ってほしいとの要望が強かった。そこで、この機会を利用して今後の

セミナーの企画・立案の参考に資するために訪問国の税務行政の実状を調査し資料を収集することとした。しかしながら、訪問国における税務行政の調査は、本来の巡回指導の目的外であるので公式にそれぞれの訪問機関に依頼することは問題なしとしなかったため、結局、次善の策として、過去のシニア・コース参加者に協力をあおぐこととした。税務行政についての質問書は、国税庁長官官房企画調査室大橋参事官（現、関東信越国税局総務部長）名で、過去のシニア・コース参加者あて、巡回指導についての質問書と同様のルートで送付することとした。

なお、韓国については、日韓署長交換等により国税庁においても、税務行政のおおよその概要は把握しており、今回の調査対象からは除外することとした。

(注) マレーシアについては、税務行政についての質問書を送付したが、諸般の事情から回答をうることができなかった。

参考資料 3 (2) 「Questionnaire Concerning Tax Administration」
参照

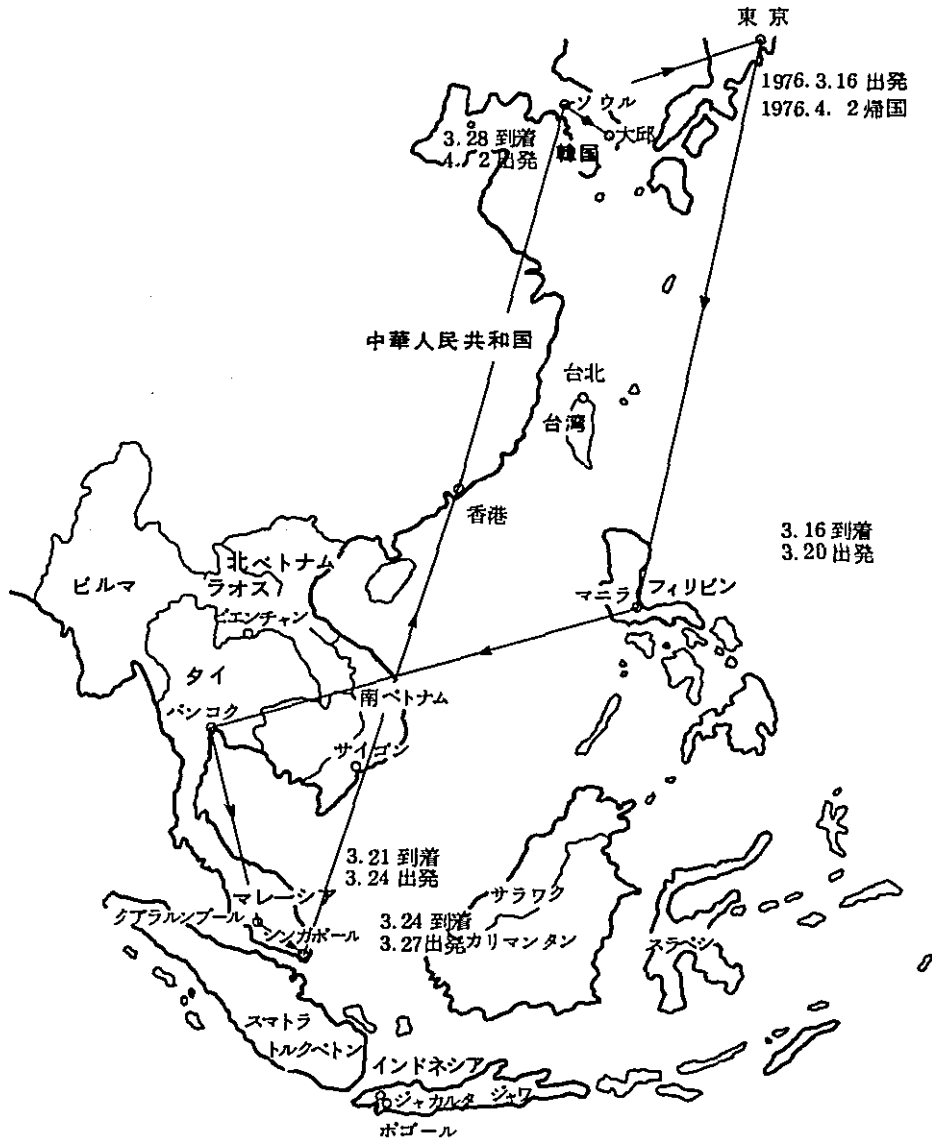
(5) 巡回指導班の日程表

月 日	訪 問 国	時 刻	日 程 の 内 容
3月16日(火)	フィリピン	11:50 15:10 17:00 19:00	羽田発(KL862便) マニラ着 JICAマニラ海外事務所と打合せ JICA吉田所長と懇談
17日(水)	#	10:15 11:00 14:00 19:00	日本大使館へ表敬訪問 JICAマニラ海外事務所訪問、打合せ アジア開発銀行訪問 アジア開発銀行瀬川理事・宮本理事代理と懇談
18日(木)	#	10:00 11:00 12:30 14:00 19:00	内閣歳入庁訪問 長官 次長表敬 研修員と会合 研修員主催昼食会 Development Academy of the Philippines 等視察 研修員宅訪問

月 日	訪 問 国	時 刻	日 程 の 内 容
3月19日(金)	フィリピン	10:00 10:30 12:00 14:20 19:00	租税研究センター訪問 所長、次長表敬 研修員と会合 研修員主催昼食会 シニア・コース参加者と会合 巡回指導班主催懇親会
20日(土)	フィリピン → タイ	10:00 15:30 17:30	資料整理 マニラ発(SK986便) バンコク着
21日(日)	タイ → マレーシア	10:00 18:15 20:35 22:00	研修員と懇談 タマーサット大学等視察 バンコク発(TG415便) クアラルンプール着 JICAクアラルンプール海外事務所と打合せ
22日(月)	マレーシア	9:20 10:00 12:00 14:00	日本大使館へ表敬訪問 関税消費税庁訪問 次長表敬、研修員と会合 次長主催昼食会 国立博物館等視察
23日(火)	#	10:00 12:00 14:00 15:30 19:30	内国歳入庁訪問 次長表敬、研修員と会合 次長主催昼食会 シニア・コース参加者と会合 クアラルンプール税務署視察 研修員主催懇親会
24日(水)	マレーシア→ シンガポール	10:15 11:00 11:30 14:00 19:30	クアラルンプール発(MH605便) シンガポール着 JICAシンガポール海外事務所と打合せ シンガポール工場団地視察 日本大使館峯嶋一等書記官と懇談
25日(木)	シンガポール	10:00 11:20 12:00 14:15 20:00	内国歳入庁訪問 長官、次長表敬 長官主催 昼食会 研修員と会合 研修員主催懇親会

月 日	訪 問 国	時 刻	日 程 の 内 容
26日(金)	シンガポール	10:00 10:30 11:00 14:00 16:00 20:00	関税消費税庁訪問 長官表敬 研修員と会合 シンガポール(港)税関視察 シヨホール・パール税関視察 日本大使館へ表敬訪問 巡回指導班主催懇親会
27日(土)	シンガポール → 香港	11:15 15:20 19:30	シンガポール発(CX710便) 香港着 香港総領事館池田領事と懇談
28日(日)	香港→韓国	13:00 17:10 18:30	香港発(KE604便) ソウル着 日本大使館と打合せ
29日(月)	韓 国	10:00 14:30 15:10 18:30	資料整理 科学技術処技術協力局訪問 日本大使館へ表敬訪問 日本大使館永井参事官と懇談
30日(火)	"	10:45 11:00 12:00 14:15 14:30 18:30	国税庁訪問 庁長表敬 国税庁主催昼食会 国税庁技術研究所長表敬 研修員と会合 国税庁主催 懇親会
31日(水)	"	10:00 18:30	資料整理 指導班主催 懇親会
4月 1日(木)	"	12:10 13:05 14:30 18:30	ソウル発(KE233便) 大邱着 東大邱税務署訪問 東大邱税務署長主催懇親会
2日(金)	韓国→日本	12:00 15:10 16:10 18:30 20:30	慶州税務署長と懇談 大邱発(KE232便) ソウル着 ソウル発(KE002便) 東京着

訪問国への経路



3. 巡回指導報告概要

(1) 各国税務関係 幹部表敬及び懇談

〔フィリピン〕

① 内国歳入庁長官表敬（3月18日 10:00～10:45）

内国歳入庁長官 Mr. Efven I, Plana を表敬。当初の予定は挨拶程度で済ませるつもりであったのが、日本の税務行政について関心を持っておられ、結果として45分におよぶ懇談となった。その主な内容は次のとおり。

イ、当方の訪問目的、ISTAC の内容、その参加者について

ロ、日本における女性調査官の有無、調査官の人事異動（特にフィリピンの場合、長官がすべて人事権を持っており、遠隔地間の配置換えについて苦慮しているとのことである。）及び調査官数と納税者数の割合について

ハ、青色申告制度について、その承認の方法、承認後の調査方法、青色申告者数等（フィリピンが青色申告制度を導入するにはこれからも長い道程が必要だろうとのことであった。）

ニ、源泉徴収制度、特に給与所得の年末調整について（フィリピンの場合、年末調整はなくすべて申告により調整するとのことである。）

ホ、ISTAC の研修員の数を増加させることの可否について（当方の回答要旨：予算上の制約等も有り困難であると思われる。しかし、今回の訪問の主たる目的でもあるが、今後とも研修員の意見等を参考ににして研修の質的向上を図りたい）

ヘ、外資導入のための租税上の優遇措置について

② 内国歳入庁次長表敬（3月17日 10:45～11:00）

内国歳入庁次長 Mr. Conrado P. Diaz を表敬。次のような項目について懇談した。

イ、訪問の目的、ISTAC とコロンボ・プランとの関係等について

ロ、アジア人による東南アジアの開発の必要性について

なお、ISTAC の研修については、研修参加者から報告、提案、参

考意見を得ており、非常に役立っているとの感謝の言葉が述べられた。
なお、同氏は1975年のシニア・コース参加予定者であったが、職務上の都合のため参加を取り止めた。

- ③ National Tax Research Center 所長，次長表敬（3月19日
10:00～10:30）

National Tax Reserch Center 所長 Mr. Angel Q. Yoingco，
次長 Mr. Vincente G. Quintos 及び Mr. Ruben F. Trinidad
（1974年のシニア・コース参加者）を表敬。その主な内容は次の通り。
要旨：当初の研修参加者は参加当時は Junior official であったが，
今では Senior Official になっている。また，研修参加者は毎年
新しい情報を持って帰っているので非常に役立っている。特にその経
済的および社会的背景をも含め，より有用な情報，示唆を行ってく
れている。日本の税制はかならずしもフィリピンとは同じとは言え
ないのでフィリピンに適したものを研究し，今後の税制に役立てた
い。最後に，ISTAC が今後も続けられ，さらに強化されること
を望む。

〔マレーシア〕

- ① 関税消費税庁次長表敬（3月22日 10:00～12:00）

関税消費税庁次長 Khalid Bin Suhol は研修員との会合の間，同
席した。次長との懇談内容については「帰国研修研修員との会合の内容」
参照のこと。

- ② 内国歳入庁次長表敬（3月23日 10:00～10:20）

内国歳入庁次長 Mr. Eu Boon Hor が研修員との会合に先立って，
同席し歓迎の辞を述べた。

- ③ クアラルンプール税務署視察（3月23日 15:30～16:00）

内国歳入庁にて，14:00～15:30の間 税務行政について質疑応
答を行った後クアラルンプール税務署を視察した。署長が海外出張のため，
給与課長 Mr. E. I. Lopez の案内により，署内を視察した。この
署の名称は正確には Kuala Lumpur Assessing Branch であり，給
与所得，営庶業所得，投資所得等についての賦課を担当し，法人の課税

は担当していない。時期としては、2月に送付した申告書が提出される時期(3月)にあり、かなり忙しい時期にあたっていたようである。(ただし、超勤者は見受けられなかった。)職員は半数以上が女性職員であるとのことであった。

[シンガポール]

① 内国歳入庁長官及び次長表敬(3月25日 11:20~12:00)

庁内見学の後、内国歳入庁長官 Mr. Hsu Tse Kwang 及び同次長 Mr. Wam Fook Hoy を表敬し次のような内容のコメントが長官からあった。

なお、表敬には日本大使館峯嶋一等書記官 JICA 坂本所長が同席し、シンガポール側は、シニア・コース参加者 Mr. Tan Boen Eng (1974年)、Mr. Tan Keng Seng (1975年)の両氏が加わった。I, ISTACは、日本税制を基本的に理解するのに役立っており、研修員はテクニカルな面ばかりでなく New Mind を持って来てくれるので、教育、行政面で非常に有益である。

ロ、税務行政面の電算化をさらに推進しようと思っているが、その際には日本の経験が参考になろう。この場合、電算機の専門家を税務職員の中から養成して行くことが必要であると思われる。

ハ、現在、多国籍企業(特にシエル・エッソ等の石油精製会社)の課税及びリースの課税問題について悩んでいる。

上記、表敬に先立って行った庁内視察概要は次のとおりである。

査察課、法人税課、徴収課、給与所得課、事業所得課、審理課等の課を視察し、各課の課長に合い簡単な説明を受けた後、質疑応答を行った。視察を通じて印象的であったのは、①女性が約80%を占めており、課長クラスにも女性がいたこと(ただし、女性調査官は1人)②資料の整備が良くなされておりマイクロ・フィルム化が進んでいること ③電算化がかなり進んでいることであった。

② 関税消費税庁長官表敬(3月26日 10:00~10:30)

関税・消費税庁長官 Mr. Lim Thean Soo を表敬し、日本の税務行政等について懇談した後、関税・消費税庁の年報を受取った。表敬には、

1975年間接税コース研修員 Mr. Tan Jui Kuan が同席した。表敬
の後、同氏の案内でシンガポール及びジョホール・バール税関を視察し
た。

〔 韓 国 〕

① 科学技術処技術協力局訪問（3月29日 14:30～15:00）

科学技術処技術協力局を訪問し、同局洪載喜地域協力課長と次のよう
な対談を行った。

洪課長：韓国の税制は改善が必要であり、ISTAC 一般コース及び韓
国コースはこのために非常に役立っている。次回の5月の韓国
コースについては当初の10人の候補者の内4人が日本語が余
りできなかったため、日本語を出来るものに代え、すでに人選
を終ったところである。今回はできなかったが、次回には財務
部からも10人中3人程度参加させる予定でいる。というのは、
財務部にも日本の主税局に相当するものがあり、国税庁との間
の人事交流もあるからである。日本にも種々事情はあることと
思うが、韓国コースの研修が日本語のみで行われているので、
出来得るならば英語にしていきたい。無理ならば通訳をつ
けて欲しい。

当方：教材、教師の面から言って英語で研修を行うことは困難である。

洪課長：困難な点は理解出来るが、日本語ができるのは45才以上の年
長者に限られ、自動的に参加者の年齢が高くなるのが実状であ
り、研修本来の目的から言って参加者をもっと若い者にしたい
と思っているのでよろしく願います。

当方：日本語以外に韓国のみを対象とした研修コースはあるか。

洪課長：私が就任してから日本のような正規の研修は特にない。

② 国税庁主要幹部表敬（3月30日 11:00～12:00）

国税庁長 高 在一氏表敬に先立って、企画管理官室企画予算担当 李
焜基氏、徴税局長 方 孝宜氏（1975年シニア・コース参加者）

（同氏からは、「自主申告制度が最も印象的であり、VAT導入に関連
して納税協力団体について勉強したいと思っている」とのコメントがあっ

た。)及び直税局長尹 淳福氏を表敬した。(次長, 管理官室長は不在)
国税庁長表敬の内容は次のとおりである。

庁長：日本と韓国との税務行政の差異を知り, 韓国の税務行政を今後とも改善して行きたいと思っている。税制や税務行政はその歴史的, 文化的背景によって影響されるが, このような背景をISTACに参加することによって知り, さらに友好親善が促進されることを望む。日本の場合, 税務行政の効率は非常に高いが, 韓国の場合納税意識が低く, 現在P.R. 活動を種々行っているところである。

当方：日本の場合も納税意識は充分高いとは言えない。ただ, 青色申告制度があり, これが自主申告制度の維持, 税務職員の不足を補うのに役立っていると思う。

庁長：韓国の場合, 源泉徴収制度がすべての取引について適用され(給与支払等ばかりでなく, 営業取引にかかる支払等についても)これが自主申告制度の維持に役立っている。また, 緑色申告制度はあるが税額の把握が困難であるため, 一連の取引(メーカー→卸業者→小売業者)をグループとして把握することをねらいとした誠実報告会員制度を導入した(現在会員数: 個人法人を含め17,000)。

③ 東大邱税務署訪問(4月1日 14:30~16:00)

東大邱税務署 朴 日用氏を表敬後, 署長及び各課長同席の下に, 署の概要について説明を受け, その後簡単な質疑応答を行った。署の概要は次のとおり。

東大邱税務署は総務課, 個人税課, 法人税課, 源泉税課, 調査課の5課からなり, 署員数は現在98人である。税収は1974年が64億Won(直間比率7:3), 1975年は87億Won(直間比率7.5:2.5)であり, 滞納率は1974年で2.8%と非常に低く, 韓国の94税務署(地方国税庁:6)の中でも最も良好であると言える。納税者数は所得税が約9,000人(自主申告率:約75%), 法人税が210法人(黒字法人:169 赤字法人:41)で, 緑色申告法人は1法人のみである。税収が増加した理由は主として防衛税の税収増加によるところが大きい。

税に対する不満はマス・メディアを通じての租税教育等により年々減少している。緑色申告法人については、その資格について3年毎にチェックを行っている。なお、昨年から売上10億Won以上の法人の税務調査は地方国税庁に移管された。

(2) 帰国研修員との会合日時及び出席者等

① 巡回指導についての質問書の回答者及び面接者数

一般コース、特別コース、帰国研修員の国別質問書の回答者及び面接者数は次表のとおりである。

表 ー 4

(単位：名)

項目	国名 フィリピン	マレーシア	シンガポール	韓国			合計
				一般コース	韓国研修	韓国コース	
帰国研修員数	23	10	17	19	63	20	152
送付者数	23	10	17		32		82
回答者数	15	7	13	3	16	13	67
割合	65%	70%	77%		100%		82%
面接者数	15	7	13	2	—	8	45
備考							
異動	5	2	1	—	—	—	8
辞職	3	1	1	—	—	—	5
(シニア・コース) (参加者)	—	—	2	—	—	—	—

(注) 韓国について

イ、韓国研修(1960~70)と韓国コース(1973~)とは研修員の参加資格要件、研修の実施科目等に差異があり、今回の巡回指導にあたっては、韓国側の要望を踏まえ、韓国コースの帰国研修員のみを面接の対象者とし、韓国研修の帰国研修員については質問書の回答を得るのみにとどめた。

ロ、質問書の回答者又は面接者が比較的少いのは、①帰国研修員の数が多く人員をしぼったこと。②財務部(大蔵省)及び地方庁・署勤務者は原則として対象から除外されたことによる。

② 帰国研修員との会合日時

帰国研修員の現在の活動状況、今後の研修に対する要望、その抱えている問題等を聴取すべく、各地において帰国研修員との会合を持った。帰国研修員との勤務先における会合は次のとおりである。

表 - 5

(単位：名)

国名	月日	勤務先(場所)	研修員	関係者	関係者内訳
フィリピン	3月18日(木)	内国歳入庁	7	-	
	19日(金)	租税研究センター	8	1	シニア・コース参加者1
マレーシア	3月22日(月)	関税・消費税庁	1	7	次長2 他コース研修員等6
	23日(火)	内国歳入庁	6	2	次長1 シニア・コース参加者1
シンガポール	3月25日(木)	内国歳入庁	12	2	シニア・コース参加者2
	26日(金)	関税・消費税庁	1	-	
韓国	3月30日(火)	国税庁(技術研究所)	10	1	国税庁担当補佐1
	4月1日(木)	東大邱税務署	(1)	5	署長等関係職員5

(注) 東大邱税務署に勤務していた帰国研修員は大邱地方庁に転勤していたため、東大邱税務署においては署の概要について説明を受けるにとどめた。

(3) 帰国研修員との会合の内容

[フィリピン]

① 内国歳入庁(3月18日 11:00~12:30)

時間が限られていたため、直ちに帰国研修員との会合に入った。

質問：研修で特に役立った点は何か。

- 税制及び税務行制について日本との比較検討ができ、この二点で非常に役立っている。

質問：研修を今後より良くするためにはどのようにしたら良いと思うか。

- 日本だけではなく、アジア各国の税制、税務行政について、セミナー形式で比較研究を行い、その問題点を解決していくのはどうか。

- 討論がもっと必要であり，その場合 Case Study Group を作ってはどうか。
- 研修の内容が総花的なので，問題点をもっとしぼってほしい。
- 日本の税大にフィリピンから税制の expert を送り込んで I S T A C の研修自体も充実させてはどうか（交換教授の提案）。
- Case study Group を作り，グループ間で研究した後，各自がさらに問題をしぼって，その問題につき国税局，税務署等で実際に調べることはどうか。
- 英語を話す講師が少ないので，研修出発前に 3 ヶ月ほどの日本語の研修（日常会話程度）を実施してほしい。
- 日本の歴史・文化等についての J I C A のオリエンテーションは非常に役立っているが，期間が長すぎるのではないか。
- 税法は受身であり，それを執行する税務行政は能動的なものであると言える。従って，税務行政についてもっと時間をさいてほしい。特に税務行政についてもっと時間をさいてほしい。特に税務行政については，日本がたどってきたその歴史的経過をもっと知りたい。というのは第三者通報制度について 1 例をとれば，日本はすでに廃止しており（フィリピンは現在もある）それを知るためには過去の税務行政を知る必要があるからである。
- 関税のみに従事している人が参加者の中に居るが，これらの人は別にした方が良いのではないか。

質問：日本の税務行政で特に興味のある点又はそれに対する感想を聞かしてほしい。

- 日本とフィリピンを比較した場合，日本は税務行政を円滑にするために青色申告制度を導入しているし，一方フィリピンは外資導入のため投資誘因措置を設けているこの差が非常に大きいと思う。
- 日本の税大について言えば，その研修は 1 年だけでは不十分なのではないか。というのは，日本の場合通常採用される職員が高校卒なのであるから。フィリピンの場合，税務職員のほとんどが大卒であり，弁護士又は会計士の資格を持っているので，3 ヶ月程度の研

修で充分であると考えられる。なお、研修は内国歳入庁の研修課で行っており、大部分が職場研修である。

- 日本の場合、給与所得の源泉徴収についての年末調整が非常にうまく機能しており、これの導入については研究中である。
- 日本のADPシステムは非常に良い。フィリピンの場合、資料が各セクションに、ばらばらになっている。

質問：日本の納税意識についてどのような点をとらえて高いと思うか。

- 日本人は正直であり、かつその国民性から義務感を持っており、組織の効率性が高い。
- 納税協力団体の活動が活発であり、自ら租税教育を行っている。
- 高度化された産業、日本の歴史といった背景が重要。
- フィリピンの場合、銀行調査が禁じられており、これが調査の防げとなっている（1955年 Republic Act No 1405により禁止）。

② 租税研究センター（3月19日 10:30～12:00）

当方が、この面談の目的について主として説明した後、Mr. Petronio O. Calinog（1968年一般コース研修員）から出席者の紹介、欠席者の欠席理由の説明があり、直ちに面談に移った。

質問：ISTACのあり方、カリキュラム、講義内容について

- 研修後のアフター・ケアをISTACの独自のNews letter等を作ることによってやってほしい。また、“Asian Taxation”（日本租税研究協会出版）の行政版を作ってはどうか。
- 今後ISTACで問題となるのは研修環境整備ではないか（特にグリーンホテルは図書資料、討論の場もなく余り良くない）。
- ISTACの重要性については高く評価しており、研修で得たことを生かして、フィリピンの税制の改善に努めている。また研修参加後は昇進もしている。
- 日本以外のアジア諸国の税制をもっと知りたい。このため、他のアジア諸国から講師を招いてはどうか。
- 地方税の講義も採り入れてほしい。

- 討論の時間が少いので、もっと討論の時間を設けてほしい。討論の主題としては、日本の税制、日本以外のアジア諸国の税制等種々考えられるが、問題点をしぼり、カントリー・レポートをもっと利用してほしい。
- 税務署の訪問が多すぎる。1ヵ所で十分なのではないか。また、申告書等の資料をあらかじめ英訳しておいてほしい。
- JICA のオリエンテーションが長すぎるので、その主題をもっとしぼってやってほしい。なお、税大、税務署の訪問は非常に役立った。
- もっと英語に流ちょうな講師を望む。通訳を通じるとポイントが失われる。
- 通訳に時間をかけすぎる（通訳を通じて行った講義等が約5割である。）。通訳をつけるならば税務職員の通訳であるべきだ。
- 不動産課税、農業課税関係の講義を加えてほしい。
- 二重課税の防止に関する講義にもっと時間をかけてほしい。

質問：研修の中で何が一番仕事の面で役に立ったか。

- すべての研修科目が仕事に役立っている。というのは租税研究センター自体の仕事が、税制税務行政の近代化のためのテクニカル・ベシスを提供することにあるからである。
- 仕事に役立てるという面から、コメントを付け加えさせていただくと、研修後2年間は同一機関にとどまっていなければならないこととなっている（その後は民間に移ることも可。）
- 現在、青色申告制度の採用を提案している。またその前の段階として、納税者教育、申告書の様式の簡素化等を現在実施している。

質問：制度の改正について、具体的に提案を行ったことはあるか。

- 年末調整は行わず、申告によって調整しているので、年末調整についても今後とも研究して行きたいと思っている。ただ、還付が余り多いので源泉徴収表を改正するよう提案し採用された。

質問：女性の参加者はあった方が望ましいと思うがどうか。

- 国のそれぞれの事情によつて異ってくるのではないか。フィリビ

ンの場合、女性について差別なく、今後とも女性を研修に参加させたいと思っている。

質問：その他、意見等は。

- ADPについてもっと勉強したかった。
- 女性だからと言って、特に研修中不便に思うようなことはなかった。
- 日本の場合、税務職員の規律が高く、これが納税者の納税意識を高めているのではないか。

[マレーシア]

① 関税消費税庁（3月22日 10:00～12:00）

関税・消費税庁次長が同席し、次長が先方出席者を紹介したが、ISTAC研修員は1973年参加のMr. Kamaruzzaman Bin Zambahari ただ1人であり、他は関税コース及び麻薬コースの参加者であったため、当方の質問書について回収を依頼した。ISTACについて次長から次のような意見を聴いた後、間接税関係の執行状況についての質疑応答に移った。

- ISTACは研修として非常に役立っている。特にアジア諸国間の税制を比較することは有用だと思う。今後とも研修に若い人を参加させて行きたいと思う。なお研修人員を増やす予定はないか。
- 政策立案は大蔵省の担当であり、研修の成果を政策に反映することは困難である。

② 内国歳入庁（3月23日 10:00～12:00）

マレーシアの第1回の一般コース研修員Mr. Selvadurai Sivalingam が司会。当方の目的を説明後、面談に入った。

質問：研修で役立った点は何か。

- 他の国からの参加者とそれぞれの国の税制について話し合ったこと。
- 自分は職員の研修に従事しているが、研修問題について他の国からの参加者と意見交換を行ったことが、仕事を進めて行く上での自信を与えてくれた。

- 自主申告制度の手続き、特に青色申告制度が役立った。この制度は非常に優れた制度であると思う。
 - 国際課税（特にOECD租税条約モデル）の講義が役に立ったほか、他の国からの参加者と議論できたことが有益であった。
 - 税制の比較ができたこと及び有益な資料を持ち帰れたことが有益であった。
- （次長からのコメントがあり、税制の比較及びそれに関する討論についてはSGATARが良いモデルとなるのではないかということであった。）

質問：I S T A Cについて要望

- 討論の場をもっとほしい。午前中は講義、午後は討論と言った形式はとれないか。
- 討論の主題としては、日本の税制、税務行政ばかりでなく、他のアジア諸国との比較を主体とした方が、参加者の関心が高いのではないか。
- 参加者それぞれが興味を持つ点を研究し、その後一般的な討論に移ってはどうか。セミナー自体の主題も1回毎にテーマをもっとしぼってやった方が帰国後も役立つのではないか（以上はイギリス海外研修British Counsel Courseに出席しての感想である。このコースでは最初の10週間は講義、次の4週間は個別の専門分野の研究、最後の3週間が一般討論にあてられている。）。
- 日本の税制については講義が多すぎ、質問の時間が少なすぎる。また、法人税の時間が少なすぎたように思われる。
- 各参加者がカントリー・レポートを持ちよって日本を含めた各国の税制・税務行政の比較・討論を行ってはどうか。
- 東京、グリーンホテルは部屋が小さすぎるし、図書資料等の設備もない。T I Cはその点すぐれていると思う。
- Communication gap がかなりあるので（特に税務署訪問の際）改善する必要があるのではないか。
- A D P等の講義をもっと充実してほしい（マレーシアの場合、電

算化は余り進んでいないのが実状である。)。

- 20%以上が女子職員なので女性参加者は今後とも送るつもりでいる。(ただし、研修参加者の選別は大蔵省で行われている。)。
- シンガポールと比較した場合、研修参加人員が少ないのではないか。

[シンガポール]

① 内国歳入庁(3月25日 14:15~16:00)

1974年シニア・コースに参加し、Mr. Tan Boen Eng が司会
当方の目的を述べた後、研修員との面談に移った。

質問：ISTAC で学んだ事柄で、有益であったのは何か。

- 他の国からの研修参加者との意見交換。
- 日本について多くのことを知り得たこと。
- 自主申告制度(特に青色申告制度)。しかし、青色申告制度のシンガポールにおける導入は納税者の負担を増加させることになるので困難であると思われる。
- 国際課税の問題、納税者教育、税大における職員の研修についての講義、関西旅行等非常に有益であった。

質問：今後のISTAC に対する要望等を聞きたい。

- 日本の税制・税務行政に集中しすぎなので、他のアジア諸国の税制等にもっと時間をさいていただきたい。
- 特定の主題を決め、事前にレポートを行ってその後討論を行ってはどうか。この場合の特定主題としては、調査手法、アジア諸国の税制比較等が望ましい。
- 研修を2部に分け、第一部を概要の講義、第二部を特定主題の議論にあててはどうか。
- 討論、参加者間の意見交換が非常に少ないので、各人がレポートを持ちよって交換しそれについて討論するか、又は講義後十分な討論の時間をとるべきである。日本の税制等については一般的な概要のみを説明すれば充分なのではないか。
- 次の3部に分割してはどうか

第1部 日本の税制の研究

第Ⅱ部 他のアジア諸国の税制の比較

第Ⅲ部 特定の主題についての討論

- 以上のような研修員の意見をまとめ、次のような意見があった。
まず、(i) 共通の問題について特定の主題を選び、それを事前に参加者に知らされてカントリー、レポートを行う。
次に、(ii) このカントリー、レポートについて質疑応答、討論を行う。

なお、主題の選択にあたっては毎年2～3ヵ国ずつ選別し、これらの国と相談して決定する。主題が分かれる時には、いくつかの小グループを作って討論しても良いと思う。

- 脱税調査、ADPシステムにもっと時間をかけてほしい。
- Refresher Course（再研修コース）を実施いただきたい。
- 講師が英語を話せないケースが多く、通訳のためポイントが失われている。
- 事前に英文の資料を用意し配布してほしい。

質問：研修項目で最も印象に残ったのは何か

- 結果として税務職員の研修、
 - 納税者教育又は納税協力団体、
 - 自主申告制度（青色申告制度）、と言った項目があげられた。
- ② 関税・消費税庁（3月26日 10:30～11:00）
関税・消費税庁からの研修参加者はただ一人であったため、簡単に関税・消費税庁内の視察を行いながら意見を聞いた。ほぼ内国歳入庁からの参加者と同意見であった。

〔韓国〕

国税庁（3月30日 14:30～16:30）

国税庁技術研究所長 梁利煥 氏を表敬後、技術研究所にて一般コース・韓国コース研修員合同の会合を行った。

国税庁企画管理室行政管理担当行政事務官 韓奉 垠氏が「国税庁長が言ったように、韓国と日本の税務行政の差違は少く、この差違をISTACを通じて知り、今後とも韓国の税務行政の発展に役立てて行きたいと思って

いる」旨の挨拶を行い、これに応じて当方が挨拶を行った後面談に移った。

質問：I S T A C で日常業務に役立っている点は何か。

- 所得税の自主申告制度についての研修
- 租税構造 特に歴史的、文化的背景について研修
- 現在の仕事が物品税関係であり、間接税における課税標準の計算方法及び情報収集の方法、並びに納税協力団体についての研修
- 現在の仕事が人事管理方面であり、納税貯蓄組合等の納税協力団体についての研修
- 国際投資、青色申告制度についての研修が役立った。特に青色申告制度に関しては、韓国の緑色申告制度を適用されるためには複式簿記を採用していなければならない、非常に条件が厳しいのでこれを改正し、もっと簡素化された簿記の制度を導入したいと考えている。
- 法人税調査、特に支店の調査方法についての研修
- 日本の税務行政の歴史的過程、特に失敗した点及び成功した点の双方に力点をおいた試行錯誤の過程を説明してほしい。
- 韓国の制度と比較した場合の日本の自主制度。この点納税者の記帳能力という点では韓国は努力中であるが、課税資料の報告については誠実報告会員制度を進言し、採用された。
- 比較研究及び歴史研究が役立った。特に納税協力団体が自発的に出来上がったということが印象的であった。

質問：韓国で自主申告を促進するために採用している方法にはどんなものがあるか。

- 自主申告制度は近代民主主義社会のかなめとして重要であり、韓国でも種々の方法を講じている。例えば、1966年には緑色申告制度を導入したし、納税協力団体としては納税貯蓄組合、源泉徴収組合、誠実報告会員制度を作り、補助金等を与えている(ただし、規模は小さい)。記帳能力の促進に関しては、7～8年前より小規模の個人納税者について複式簿記を採用している場合には特別控除を認めており、また、複式簿記の記帳を取り止めた場合には罰金を課する等の措置を採用している。

質問：今後とも I S T A C を発展させていくためにはどのようにすれば良いと思うか。

- 日本がこれまでたどって来た歴史的過程を失敗した点を隠すことなく卒直に教えていただきたい。
- 各国が持つ税制・税務行政上の問題に関する参加者間の意見交換をもっと行ってほしい。また、会合、スポーツをもっと採り入れることによって、参加者間の親善をはかることが必要なのではないか。期間については40日位にしてほしい。(……一般コース研修員の発言)
- 質を良くするとともに参加者数を多くしてほしい。また、税務署視察等の実地研究をもっと採り入れてほしい。
- 税制・税務行政に関する資料の交換を制度化できないものか(研修参加の際、標準率の資料がほしかったがもらうことができなかった。)。
- 研修参加前に日本の文化、歴史についての概略を教えてほしい。
- Home Visit の制度を拡大して、農家や事業を営んでいる家庭をも Home Visit 出来るようにしてほしい。
- 期間を2～3ヵ月に延長してほしい。また、情報収集書籍の購入のため、税務職員との個人的接触をお願いしたい。
- 実地見学 特に工場、税務署と言った所への実地見学を充実していただきたい(特別コース研修員)

Ⅱ 巡回指導調査内容

1. 総 説

ISTAC はアジア諸国を中心とする開発途上国の税務の改善に寄与するために 1968年に開設されたが、その後、1975年までの8年間に当該4か国（フィリピン、マレーシア、シンガポール、韓国）から総計69名の研修員を受け入れた。

今回の巡回指導においては、これら4か国を通じ、総計38名の帰国研修員から質問書の回答をうけ、それぞれ面接をし、彼らの帰国後の動向、活動の実態、セミナーへの意見などを中心に調査した。

質問書の回収および面接不能の者は、他官庁・地方への転勤、外国勤務および退職などのため、連絡できなかったものである（表4参照）。

注 韓国研修は1967-70年間に計63名の研修員を受け入れ、韓国コースは1973年に開設され1975年までに計20名の研修員を受け入れた。結局、特別コースは合計83名の研修員のうち29名の研修員から質問書の回答を受けた。

ここでは、巡回指導についての質問書の分析を便宜上、次の4項目に分類し、国別に順次記述することとしたい（参考資料3(1)質問書参照）。

① 業務内容、昇進状況

② セミナーの効果

セミナーで学んだことがどんな面で現職との関連において役立っているか。セミナーでもっとも役立ったものは何か。セミナーによってヒントを得て新しい制度をとり入れたり、従来の制度を改善した事例があるか。

③ セミナーに対する意見

セミナーにどのような課題をもっととり入れるべきか、スケジュール、講義内容、講師および教材等についての意見。

④ その他

日本の税制・税務行政についての感想、職務遂行において直面する問題、

JICAまたは国税庁が手当すべき事項等。

表6 研修でもっとも役立ったものは何か

項 目	コース 国 名	一 般 コ ー ス				小 計	特 別 コ ー ス	合 計
		フィリ ピン	マレー シア	シンガ ポール	韓 国		韓 国	
アンケート回答者		15	7	13	3	38	29	67
1) 申告納税制度		1	1	3	2	7	11	18
2) 青色申告制度		6		2		8	6	14
3) 納税協力団体		2		1	3	6	6	12
4) 職員の研修		2				2	1	3
5) コンピュータの活用		2		4		6	1	7
6) 税務署見学			2	1		3	7	10
7) 参加国の税務の実態を知りえたこと		4	2	3	1	10	1	11
8) その他 物品税		1				1		1
国際課税			1			1		1
工場見学			1			1		1
源泉徴収				1		1		1
間 接 税							1	1
総合所得税制度							1	1
合 計		18	7	15	6	46	35	81

表7 セミナーについての意見

項目	コース 国名	一般コース					特別 コース	合計
		フィリ ピン	マレイ シア	シンガ ポール	韓国	小計	韓国	
○参加国の税務についての討論の場を		10	3	7	3	23	3	26
○研修期間の延長		4				4	6	10
○セミナーの継続的開催		3				3	6	9
○英語(教材, 通訳, 講師)		5	1	3		9		9
○多国籍企業をテーマに(国際課税等)		1	4			5	4	9
○研修員の増加							8	8
○税務署研修の拡充							7	7
○実的な技法を				1	1	2	3	5
○ホーム・ヴィジットの拡大		2		1		3	2	5
○再研修コースの開設		3		1		4		4
○新しい資料の送付, 年報の発行		2		1	1	4		4
○参加国の増加		1		2		3		3
○実施時期の検討							3	3
○講義への図表, スライド, 映画の利用		1			1	2		2
○他国の税制の資料の充実を		1		1		2		2
○グループ・ディスカッションを		1		1		2		2
○オリエンテーションが長い		2				2		2
○地方税の拡充		2				2		2
○査察, 脱税の拡充		2				2		2
○研修期間の短縮					1	1		1
○研修員は直・間税に精通した者を		1				1		1
○研修期間中日本の大学で 聴講するチャンス				1		1		1
○毎年テーマを決め, 研修員はその テーマの専門の者を選ぶべき			1			1		1
○アジアの学者を招請されたし			1			1		1
○直・間コースは別個に開催すべし				1		1		1
合計		41	10	20	7	78	42	120

2. フィリピン

この国における質問書の回収および会合のアレンジ等は、1975年一般コース研修員 Mr. Domingo, G. Paz (内国歳入庁)、1974年一般コース女子研修員 Mrs. Rague, R.C. Palomares (租税研究センター) が協力してくれた。両氏とも研修期間中、講義や税務署研修等においても活発に質問をし、模範的な研修員であった。

特に、Mr. Pas はわれわれがフィリピンに到着した日、宿泊のマブハイ・ホテルまで足を運んで、翌日以降のフィリピンのスケジュール、質問書の回収状況、研修員の動向等を教えてくれた。帰国研修員23名、質問書回答者・面接者15名、異動5名、辞職3名である(表4参照)。異動等の詳細は次のとおり。

項目	氏名	研修年次	備考
異動	Antonio Garces	1969	税務署(サン・パブリート)
	Edgar V. Generoso	1973	税務署(バンド島)
	Juan J. Ventigan	1973	国税アタッセ(ハワイ, ホノルル)
	Federico Luchico	1973	工業省
	Jesus Parado	1974	税務署長(セブ市)
辞職	Rufino Catangui Jr.	1968	
	Francisco S. Senano	1969	
	Paolito J. Enano	1975	

① 業務内容、昇進状況

研修員の研修参加時と現在の職務との関係は表8のとおりである。業務内容についてはそれほど大きな変化は認められない。内国歳入庁に所属する者は同庁において地位の昇進をみ、租税研究センターに所属する者は同センター内において同様な結果がみられた。租税研究センターが税制の企画・立案等の部署であり、実務の経験を必要とする内国歳入庁との人事交流は困難が伴う故かと思料される。

もちろん、それぞれの所属庁においてポストの変更、または転勤の事例がみられる。

たとえば、1974年の研修員 Mr. Berrado, A. Frianeza は研修参加時は北部マニラ地区 Assessment Branch の Business Tax Unit の chief であったが、現在は本庁の源泉税課に勤務し Enforcement Section の chief となっている。

昇進状況を見ると、2、3名を除いて、いずれもそれぞれの所属庁において昇進している。

租税研究センター所長 Mr. Angel. G. Yeungco は研修員は参加当時 junior official であったが、今では Senior official になっていると述べておられた。

事実、たとえば、Supervisor が Division の chief となり、(No.1 Mr. Rivera Jr, No.5 Mr. Baron) Assistant chief が chief となっている (No.8 Mr. Calinoy, No.11 Mr. Pangaca, No.12 Mr. Benjamin)。

その他、Senior Tax Researcher が Assistant chief に (No.10 Mr. Ranola Jr, No.13 Mrs. Agbunag), Tax Researcher が Senior Tax Researcher (No.14 Mrs. Palomares) となっている。

ただ、フィリピンにおいては、他の訪問国に比し、上役に米国の研修(たとえば IRS) 経験者が多くみうけられた。

② セミナーの効果

セミナーの効果を要約すれば、次のとおりである(表8参照)

イ. 参加国の税制・税務行政について情報を収得し、先進国としての日本の税務執行の状況を知ることができたことは考え方を養う意味において有益であった。

ロ. 納税者の納税意欲の高さ、青色申告制度の定着、納税貯蓄組合等、納税協力団体の存在、税大等による職員の研修の充実については学ぶべき点が多く、特に青色申告制度については、その導入を研究している。また、税大の設置を提言しているところである。

ハ. 大量の情報管理において ADP は参考となった。フィリピンにおいてはコンピューター処理の不十分さが問題である。

研修でもっとも役立ったものは何か(質問書Ⅱ2)という問いに対して、回答は表6のとおりである。

フィリピンの特徴は、他国に比し青色申告制度に対し関心が高いことである。

研修期間中は毎回、研修員から青色申告制度について各種の資料要求が出されている。今回の長官表敬にさいしても長官の青色申告に対する関心の高さに驚かされた。長官みずから青色申告について詳細かつ具体的に質問され

たのには敬服させられた。

③ セミナーへの意見

帰国研修員からセミナーを回顧してセミナーに対し、いくつかの注文が出されている。その大要を列記すれば次のとおりである（表8参照）。

イ. 日本の税制・税務行政だけでなく、参加国の税務についても相当の時間をさいて討議することが望ましい。

ロ. 講師に言葉の障害があった。日本語による講義はさけてほしい。

ハ. 研修期間の延長を希望する。

ニ. ISTACはコロンボ・プランの基礎であり、セミナーの継続的な開催を望む。

ホ. 再研修（Refresher course）を設けてほしい。

ヘ. 新しい資料を送付してほしい。

ト. JICAのオリエンテーションは長い。

その他、一般コースは、直・間両コースに分けるべきでない。分けるなら制度グループと行政グループに分けるべきである。また、研修員は直接税・間接税双方に精通している者を選ぶべきである、との見解も出されている。

研修期間の延長を希望している者は、研修の参加年次が古い者に（たとえば、1968年度）に多い。その当時、研修期間は30日間であったが現在は50日間に延長されていることを説明した。

研修期間を延長してほしいとの希望は訪問国のうちフィリピンの研修員のみから出されている。セミナーへの熱意の現われと解しえようか。

参加国の税務についての討論の場を、という意見は訪問国いずれの国の研修員からも出された課題である。

④ その他

日本の税制・税務行政等についての感想は次のとおり。

イ. 地域協力が叫ばれている今日、ISTACの目的は重要であるが、ISTACはその目的を果たしたばかりか研修員に経済的、政治的、文化的啓蒙を与えた。セミナーの受入体制は満足すべきものであり非常に感謝している。

ロ. 日本の税務は日本人の高い納税道義、規律、税務官庁の高効率、職員の自己修養と勤勉さに支えられている。

表8 帰国研修員調

No.	氏 名	研修年次	現 職 (研修時)
1	Francisco Z. Rivera, Jr.	1968	BIR Chief, Intelligence Div. (Group Supervisor Special Laws Enforcement Div.)
2	Silvestre A. Torres, Jr.	1970	BIR Assistant Chief, Investment Incentives Div. (Chief of Sec. Special Law Enfor- cement Div.)
3	Manuel M. San Diego	1971	BIR Assistant Chief, Withholding Tax Div. (同上)
4	Antonio I. Ortega	1972	BIR Income Tax Reviewer, Direct Tax Div. (同上)
5	Miguel Baron	1973	BIR Chief, Investment Incentives Div. (Supervisor, Car, Steel Appliance Sec.)
6	Berrardo A. Frianeza	1974	BIR Chief, Enforcement Sec. Withholding Tax Div. (Chief, Business Tax Unit, Assessment Branch)

査表 (フィリピン)

研修の効果	セミナーへの意見	その他(メモ)
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 青申会類似の法人組織を企業内に採用 ◦ トレーニング計画、効果的なマネジメント (職員の研修) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 研修期間の延長 ◦ 再研修の機会を ◦ 講師は問題があった(英語力の貧弱) ◦ セミナーの継続的開催を 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 自由申告制度、納税協力団体は労力と金を節約している ◦ セミナーは参加国をより親密にするのに貢献している
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 青色申告制度、付加価値税制度採用のための研究に寄与 ◦ 職員の研修に役立っている (職員の研修) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 査察脱税調査のテーマ ◦ 研修質問の意見交換の場を 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 納税道義が高いので税務行政は単純化されている ◦ 生活費を上げてほしい
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 青色申告制度の採用、源泉徴収制度の拡充を勧告 ◦ 参加国の税務についての情報を取得し、政策の樹立、新しい税法の研究に有益 (参加国の税務の実態) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 国税局、税務署での2週間の実務研修 ◦ 参加国の税務の討論(研修員に自国の税制を発表する場を) ◦ セミナーは参加国の税務の改善と発展に将来とも必要である 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 統計上から税制と行政はすぐれており、能率的である ◦ 生活費を上げてほしい
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 所得税につき外国人に対する免税措置を採用 ◦ 日本の青色申告制度を修正したものを比国の現在の制度に应用する提案 (青色申告) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 税法上の提携、二重課税の問題等、参加国の税務の討論 ◦ 講師に言葉の障害あり ◦ 資料の英訳 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 職員の自己修養と勤勉さに感銘 ◦ 青色申告、推計課税はすばらしい ◦ 生活費のアップ ◦ ISTACの関係者に感謝
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 青色申告制度 (企業への税制上の優遇処置を考慮する上において) (青色申告) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 参加国の税務の比較分析 ◦ 講師は日本語に精通しているので日本語の研修が必要(3カ月間) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 日本の税制は国民の高い納税道義の上に立脚している
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 源泉徴収制度を修正した点に ◦ 青色申告制度は税制、納税者の態度、意識を修正する上に参考となった (青色申告) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 税務行政の発展に多くの時間を ◦ 研修員間のグループ討論 ◦ ホーム・ヴィジットの拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 比国においてはコンピューター処理の不充分さが問題 ◦ 日本の税制は日本人の高い納税道義、規律、企業、官庁の高能率に支えられている

No.	氏 名	研修年次	現 職 (研修時)
7	Domingo C. Paz	1975	BIR Chief, Retrieval, Analysis & Evaluation Sec. Tax Fraud Div. (同上)
8	Petronio O. Calinog	1968	NTRC Chief, Revenue Administration Improv- ement Branch (Assistant Chief, Research & Statis- tics Services)
9	Rodolfo G. Jayco	1968	NTRC Assistant Chief, Revenue Administra- tion Improvement Branch (Legal Staff)
10	Prudencio A. Ranola, Jr.	1970	NTRC Assistant Chief, Administrative & financial Staff (Senior Tax Researcher)
11	Roberto S. Dungca	1971	NTRC Chief, Indirect Taxes Branch (Assistant Chief, Indirect Taxes Branch)
12	Merle A. Benjamin	1972	NTRC Chief, Tax Statistics (Assessment Chief, Tax Statistics)

研修の効果	セミナーへの意見	その他(メモ)
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 納税者の脱税計画についての情報の収集管理において ◦ 青色申告, タバコ, 物品税納貯, 税大の各制度の採用を勧告 (青色申告, 物品税) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 日本と東南アジア諸国とは税の技法 手続等に於て種々異なるので, これらの点を強調すべきだ。 ◦ 研修員は直接税, 間接税 ◦ 双方に精通している者が望ましい ◦ 通訳はできる丈避ける方がよい 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ ISTACはコロンボプランの基礎であり, 継続的な開催をのぞむ
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 主税局, 国税庁の機能 ◦ 青色申告制度は比国の所得税行政の簡素化への提言の基礎である (青色申告) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 税務の専門分野(二重課税の防止, 日本の税の調査技法)をカリキュラムに ◦ 日本の社会, 家族生活にふれる機会を作ってほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 日本の税務職員は勤勉かつ献身的である。税務は能率的 ◦ セミナーの処遇は他の諸国に比較してよい
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 税意識の高揚, 徴税の能率等税務行政を改善する上に ◦ 納税協力団体, 特に青色申告会の採用を提言した (納税協力団体) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 研修期間が短い ◦ 地方税の拡充 ◦ 通訳に問題 ◦ 研修時の知識は古いので新しい資料を送付してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ ISTACは参加国の理解を促進 その目的は果されている ◦ 青色申告制度は世界に類をみない制度である(よく修養した納税者に最適)
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 参加国の税務と自国とを比較することによって, 仕事の上に役立っている ◦ 青色申告制度の採用の可能性を研究 (青色申告) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 研修期間が短い ◦ 5年毎にフォロー・アップ・セミナーを ◦ 二重課税・地方税の拡充 ◦ 参加国の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 税大は他国の模範である ◦ 税務職員は若く, より訓練されている
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 間接税を比較研究する上に (回答なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 研修期間が短い, オリエンテーションは長い ◦ 参加国の税制, 行政等組織に関する情報交換の場とすべきだ 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ コースを分けるべきでない。必要なら制度グループと行政グループに分けるべきだ ◦ 日本人は納税道義が高い
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 参加国の税務について知識をえたこと ◦ ADP(大量の情報管理において) (ADP) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 参加国の税務を討論する場を ◦ 事例研究を ◦ 理解促進のため図表を採用すること ◦ 教材は事前配布のこと 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 日本の絶対制は能率的である ◦ 職員のモラルは高い

No.	氏 名	研修年次	現 職 (研修時)
13	Sikat I. Agbunag	1974	NTRC Assistant Chief, Foreign Tax Research Branch (Senior Tax Researcher)
14	Raquel R.C. Palomares	1974	NTRC Senior Tax Researcher District Taxes Branch (Tax Reseach 11)
15	Ernesto, Jr. N. Bahia	1975	NTRC Senior Tax Researcher Foreign Tax Reseach Branch (同上)

研修の効果	セミナーへの意見	その他(メモ)
<ul style="list-style-type: none"> ◦アジアの税制を比較研修しているので得た知識は現在の仕事に非常に役立っている ◦報告書において税大の設立を勧告 (参加国の税務の実態, 納税貯蓄組合) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦オリエンテーションは長い ◦スケジュールがハード, 情報交換, 友好促進の場 Refresh Courseの開設 	<ul style="list-style-type: none"> ◦日本人の納税道義が高いのは税法をスムーズに実施する職員の研修の場としての税大に負う処も大であると思う ◦滞在中は快適であった。職員は暖かく親切であった
<ul style="list-style-type: none"> ◦仕事は諸外国の税務の実質的知識を要し, 外国の税制を研究する上に於て非常に役立っている ◦自主申告制度, 税務についての参加国の情報の取得は, 将来の類似の問題に対処する方法において役立つであろう (申告納税 参加国の税務情報) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦参加国の税務についての討論をする場を ◦講師が英語に堪能であること ◦カリキュラム, スケジュール, 研修旅行とも申し分ない ◦他国の税制に関する資料の不足 	<ul style="list-style-type: none"> ◦地域協力が叫ばれている今日, ISTACの目的は重要であるがその目的を果たしたばかりか, 研修員に経済的, 政治的, 文化的啓蒙を与えた ◦納税道義が高いのに感銘
<ul style="list-style-type: none"> ◦税務行先の改善, 制度の勧告, 健全な税政策や能率的な税構造の形成において手助けとなる ◦税務相談室の設立を勧告 (参加国の税務の実態) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦参加国の税務の改善, 友好促進のためセミナーは継続されるべきである ◦日本の税制, 税務に関する資料を帰国研修員に送ってほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ◦日本の専売制度に関する資料が欲しい ◦税制, 行政は能率的である ◦納税道義が高い納税者と税務職員との関係は良好

注) 研修の効果欄のうち, かつこ書は, 研修でもっとも役立ったものは何かについての回答である。以下, 各国とも同様。

ハ. 日本が高度に発展した国であることは、特権のみならず義務をも伴うものであること、日本は東南アジアの発展途上国と緊密な関係を確立する必要があることに留意すべきである。ISTACのような国際セミナーはより密接な親善関係を促進する上に望ましい方向にあるといえる。

3. マレーシア

この国における質問書の回収および会合のアレンジ等は、1968年一般コース研修員 Mr. S. Sivalingam があたった。同氏は研修員との連絡、Assessing Branch の視察の際の案内、研修員主催の夕食会等において、種々われわれのため尽力してくれた。

帰国研修員 10 名、質問書回答者、面接者 7 名、異動 2 名、辞職 1 名である（表 4 参照）。異動等の詳細は次のとおり。

異動	Mohd N. B. A. Hamid	1968	ジョホール・バル税関
	Monharlal B. Gathani	1973	サバ地方局
辞職	Hasannddin B. Hamid	1969	

① 業務内容、昇進状況

帰国研修員の参加時と現在の職務との関係は表 9 のとおりである。内国歳入庁、国税・消費税庁に所属する研修員はそれぞれの所属庁において地位の昇進をみており両者の人事交流はほとんどないとのことであった。

ただ、上級幹部職員の場合は例外で、たとえば 1974 年シニア・コース参加の Mr. N. Muhammed Hassan（研修時内国歳入庁課長）は、現在ジョホール・バル地区税関長のポストにある。マレーシアの特色は、研修員の参加時のポストがほとんど Training Division に所属しており、帰国研修員も Training Division にかかわっている者が多いことである。帰国研修員は、1974 年～75 年の研修員は別として、それぞれ研修時に比べ昇進している。

1968 年の研修員 Mr. S. Sivalingam (No.1) は現在、Assistant Director General の中樞ポストにあり、今回のわれわれの訪問時には種々、尽力してくれたことは前述した。

1969 年参加の Mr. Onah Cheng Choan (No.2) も Assistant Director General の要職にあり、1974 年参加の Mrs. A. Othman (No.6) は内国歳入庁において女子職員として第 2 位のポストにあるとのことであった。（第 1 位は Assistant Director General）

従来、マレーシアの研修員のワクは毎年 1 名であった故か、なかなかのエリートを派遣している。

ただし、マレーシアのシニア・コース参加者は内国歳入庁の課長クラスが参加しており、他国に比しランクが低い傾向にある。

前述のMr. S.Sivalingamは、1975年のシニア・コース参加のMr. Jan Seng Cheeより上位のポストにあった。

シニア・コース参加者は巡回指導の質問書の対象から除外する等、一般コース研修員に比し別格に取扱っており、シニア・コース参加者が一般コース研修員よりランクが下位に位する場合には対処に苦慮した。

なお、税務行政に関する質問書についてMr. Jan Seng Cheeに協力を依頼したが、諸般の事情から回答をうることができなかった。

② セミナーの効果

セミナーの効果は要約すれば次のとおりである（表9参照）。

イ. 参加国の税制・税務行政、国際課税について情報を取得し、先進国としての日本の税務執行の状況を知ることができたことは、考え方を養う意味において有益であった。

ロ. 納税者の納税意欲の高さ、青色申告制度の定着、納税協力団体の存在、税大等による職員の研修の充実に学ぶべき点が多い。

ハ. 税務署研修は、税務の執行、管理機構を知る上に有益であった。

研修でもっとも役立ったものは何か（質問書Ⅱ・2）という問いに対し回答は表6のとおりである。

マレーシアの特徴は、国際課税に対し関心が高いことである。

1975年参加のMr. Subramanianは税務相談室の設立を提言したとのことであるが、同氏は東京国税局の税務相談室見学等のさい、熱心に質問をしていたのが想起される。

③ セミナーへの意見

セミナーへの意見として大要を列記すれば次のとおりである（表9参照）。

イ. 日本の税制・税務行政だけでなく、参加国の税務についても討論の場を設けてほしい。

ロ. 多国籍企業に関する国際課税、二重課税についてのテーマを拡充してほしい。

ハ. 講義形式より討論形式で。日本語から英語へは同時通訳を。その他、毎

年特定のテーマを決め、研修員はそのテーマを扱っている人を選ぶこと。研修員を小グループに分け、各々の専門分野のグループごとに討論すること。アジアの学者を ISTAC の講師として招へいしてはどうか、等の意見が出されている。人口 1,000 万人のマレーシアが人口 220 万人のシンガポールより研修員のワクが少ないのは理解できないとして研修員の増員を要望された。事実、セミナー 8 回の研修員の累計はシンガポール 17 名、マレーシア 10 名となっている。諸般の事情を考慮し、第 9 回の ISTAC においては、マレーシアの研修員のワクは従来 1 名を 2 名に増した。

④ その他

日本の税制・税務行政等についての感想は次のとおり。

- イ. 日本の税制・税務行政は日本人の高い納税道義、規律、納税機構の能率性に支えられている。
- ロ. セミナーの受入体制は満足すべきものであり、非常に感謝している。ただし、宿泊施設（グリーンホテル）には問題がある — 狭いし、衣服、カバンを入れる棚が欲しい。

表9 帰国研修員調

No.	氏 名	研修年次	現 職 (研修時)
1	Selvadurai Sivalingan	1968	Assistant Director-General, Inland Revenue Headquarters (Training Officer, Training Div.)
2	Ouah C. Choon	1969	Assistant Director-General, Technical Div. (Assistans Director, Training Div.)
3	Lim A. Tiah	1970	Senior Assistant Director, Assessment Div. (Assessment Officer, Assessment Div.)
4	Selvendran Marimuthu	1972	Assistant Director Training Div. (同上)
5	Kamaruzzaman Zambahari	1973	Senior Superintendent Special Squad (Superintendent Airport)
6	Shareena Othman	1974	Training Officer Training Div. (同上)

査表 (マレーシア)

研修の効果	セミナーへの意見	その他(メモ)
<ul style="list-style-type: none"> 税務行政官としての自分の仕事に役立っている(自主申告制度は職員の負担を軽減し、申告書をより審査、検査する余裕を与えよう(申告納税)) 	<ul style="list-style-type: none"> 参加国の税制、行政につき討論する機会を入れるべきだ 毎年特定のテーマを決め研修員もそのテーマを扱っている人を選ぶこと 日本語から英語へは同時通訳を 3週間の討論の後、研修員を小グループに分け専門を研究するようにしては 	<ul style="list-style-type: none"> 自主申告制度、青色申告制度、職員の研修に感銘をうけた ホーム・ヴィジットの拡大
<ul style="list-style-type: none"> 国際課税が役立っている(租税条約を理解する基礎であるから(国際課税)) 	<ul style="list-style-type: none"> 参加国の税務行政に力点がおかれるべきだ 二重課税等、国際課税の防止のテーマを 	<ul style="list-style-type: none"> 日本の徴税機構は能率的である
<ul style="list-style-type: none"> 税務署の機構、管理が勉強になった(税務署見学) 	<ul style="list-style-type: none"> 二重課税、国際課税の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> 日本の税制は効果的である
<ul style="list-style-type: none"> 参加国の税務と国際課税問題をより理解するのに役立っている 参加国の税務についての情報の取得をしえたこと(参加国の税務の実態) 	<ul style="list-style-type: none"> 参加国の税制に関する改善すべき点とその討論 多国籍企業の調査をテーマに 講義形式より討論形式で 	<ul style="list-style-type: none"> 資料の作成、処理、分析、納税協会の発達が印象的 映画等により日本の文化社会に接する非公式のプログラムを
<ul style="list-style-type: none"> セミナーで得た知識のお蔭で自分の仕事がよくなる 税務署見学は税法の施行を学ぶ上に有益(税務署見学) 	<ul style="list-style-type: none"> スケジュール、カリキュラム、講義、資料ともに申し分なし 	<ul style="list-style-type: none"> すべての面で快適
<ul style="list-style-type: none"> 自己の知識の向上に役立ち、仕事に十分に生かされている 工場を見学し、民間企業をより理解しえた(工場見学) 	<ul style="list-style-type: none"> 運送、保険等の国際的な税務処理の問題をとり上げること 	<ul style="list-style-type: none"> 研修員と討論を通じ日本を知り人々のもてなしを享受した グリーン・ホテルは部屋が狭い、衣服、カバンを入れる棚が欲しい。

No.	氏 名	研修年次	現 職 (研修時)
7	T. A. Subramanian	1975	Assistant Director Training Div. (同上)

研修の効果	セミナーへの意見	その他(メモ)
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 自国と参加国の制度、手続を比較する上に役立っている ◦ 税務相談室の設立を提言 (参加国の税務の実態) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 参加国の税務のウェイトを高く ◦ アジアの学者を講師としてセミナーに招へいすべきだ 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 研修施設はよい ◦ 日本の税務行政は効果的でよく構成されている ◦ 宿泊施設に問題あり

4. シンガポール

この国における質問書の回収および会合のアレンジは、1975年シニア・コース参加のMr. Jan Keng Seng, 同年一般コース参加のMr. V. Subramaniam, 同Mr. Tan Jui Kuan が尽力してくれた。3氏はわれわれを空港まで出迎え、滞在中も色々お世話になった。ホーム・ヴィジットで自宅に招待し、シンガポールを去る時も空港まで家族で見送りに来てくれた。

シンガポールは、帰国研修員17名、質問書一回答者・面接者13名、異動1、辞職1、その他2（シニア・コース参加者）となっている（表4参照）。異動の詳細は次のとおり。

異動	Ming Leh Chin	1973	労働省
辞職	Ah W.H. Chin Chew	1972	

① 業務内容、昇進状況

研修員の研修参加時と現在の職務との関係は表10のとおりである。業務内容については大きな変化はみられない。

1974年以降の研修員は別として、その他はそれぞれの所属庁において昇進している。1969年研修員Mr. Jan Keng Sengは現在 Senior Assistant Commissioner の地位にあり、内国歳入庁 No.4 の重要ポストにあって、第2回シニア・コースにも参加した。われわれを空港まで出迎えてくれ、シンガポール滞在中も大変お世話になった。

第6回 SGATAR 会議がシンガポールにおいて開催予定されることとなり、会議実施時期、テーマを打診したところ、実施時期は10月、テーマはリース等3つほどの予定であるとのことであった。

1970年参加のMr. Tan Buen Eng は、現在 Senior Assistant Commissioner の地位にあり、長官、次長につぐ No.3 のポストにあった。研修員の会合において司会をし、研修員在催のパーティーにおいても歓迎のあいさつを述べた。同氏は1973年東京において開催された第3回 SGATAR 会議のシンガポール首席代表を勤め、1974年には第1回のシニア・コースに参加した。

帰国後、Mr. Tan Buen Eng 氏から、第6回 SGATAR 会議について国税庁

次長あて、次のような正式の回答がよせられた。

実施時期： 10月

テーマ： ① フィナンス・リース

② 所得税行政の効率化と申告水準の向上等

③ 資産税

1970年参加のMr. Lim Eng QueeもSenior Assistant Commissionerの要職にあった。長官表敬のさい、シンガポール内国歳入庁の幹部No.3, No.4, No.5がISTACの帰国研修員であり、自国の税務行政の改善に活躍しておられる姿を拝見し、喜ばしい限りであった。

1975年シンガポールの研修員のワクが従来の4名から3名に削減されたことについてMr. Tan Buen Engから抗議があったとのことである（第8回セミナーにおいては1カ国の招へい人員を3名と限定した）。帰国研修員が内国歳入庁において重要なポストにあり、かつ、研修員が多数にのぼることから、他の訪問国に比し、ISTAC帰国研修員の結束も強いように感じられた。

② セミナーの効果

セミナーの効果は、要約すれば次のとおりである（表10参照）。

イ. 参加国の税制・税務行政についての情報を取得し、先進国としての日本の税務執行の状況を知ることができたことは考え方を養う意味において有益であった。

ロ. 納税者の納税意欲の高さ、申告納税制度、青色申告制度の定着、納税協力団体の存在、税大における職員の研修は学ぶべき点が多かった。

ハ. 国税庁のコンピューター・システム機能はすばらしく有益であった。

研修でもっとも役立ったものは何か（質問書Ⅱ・2）という問いに対し、その回答は表6のとおりである。シンガポールの研修員は他国に比しコンピューターの活用に関心が高い。国土が600km²と狭く、かつ、人口220万人であり税務にコンピューターを活用し易い特殊事情の故であろうか。

③ セミナーへの意見

セミナーへの意見として、大要を列記すれば次のとおりである（表10参照）。

表10 帛国研修員調

No.	氏 名	研修年次	現 職 (研修時)
1	Yee Fook Hong	1969	Assistant Comissioner, Companies (Senior Assessment Officer, Companies Div.)
2	Lim Eng Quee	1970	Senior Assistant Comissioner, Income Tax Div. (Assistant Comissioner Income Tax Div.)
3	Kum Kiang Wah	1971	Assistant Comissioner, Income Tax Div. (Senior Assessment Officer, Income Tax Div.)
4	Ter Loo Chang	1972	Assessment Officer Company Section (Assessment Officer, Records Section)
5	Tien Choong Chow	1973	Acting Senior Assessment Officer, Salaries Sec. (Assessment Officer, Estate Dwtly Sec.)

査表（シンガポール）

研修の効果	セミナーへの意見	その他（メモ）
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 将来の税政策の立案の上に ◦ 参加国の税制、行政上の問題につき比較調査の機会をえたこと ◦ 法人税が有益であった（参加国の税務の実態） 	<p>ISTACの目的は</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 参加国の税制、行政の比較討論の場であること ② 友好関係と相互協力の育成にあるべきだ <ul style="list-style-type: none"> ◦ 教材の事前配布 ◦ ホーム・ヴィズィットの採用、名所、旧跡見学 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 日本の税務は日本の経済成長によく順応している
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 参加国の税務につき広い視野と知識をえること ◦ 徴税の経費を下げる自主申告制度はシンガポールに於ても将来採用しなければならないと思った（申告納税） 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ グループ・ディスカッションが必要。テーマは脱税、二重課税の防止等があげられる ◦ 参加国の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 国家経済における税の機能等、国税庁の国民教育に対するプログラムに感銘をうけた ◦ 研修員はよく take care されており日本政府に感謝する
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 納税者に応接する方法について（税務署訪問の際、署員の面接をみて）（税務署見学） 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 自主申告、青色申告。税務署訪問の拡大 ◦ 参加国の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 税大で2週間ばかり勉強しなかった ◦ 週末は孤独であった
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 日本の税務につき知識が豊かになったこと ◦ シンガポール政府のパブリック・サービス・コミッションに自主申告と青色申告につき進言した（申告納税、青色申告） 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ アジア諸国の税制の比較 資料を紹介し供給すべきである ◦ Refresh Course の開設 ◦ 研修期間中、日本の大学の租税および経済の講義を聴講するチャンスをつくってほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 日本の税制と税務は複雑で、もっと簡単な制度を採用すべきである ◦ 研修において近代国家としての日本への認識を認めたこと、日本人の生活を体得したこと
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 自主申告制度にヒントをえ、省力化のため申告を正しくできない人々をオフィスに呼んで指導している ◦ 日本の税制、行政を細部にわたって学び、他国と比較を通じて十分に知識をえる機会をえたこと（申告納税） 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 研修員間での講義につき細部にわたっての討論の機会を。意見交換により自国の制度についてのサジェスションを得ることができるから ◦ 資料、スケジュールとも配慮されていた 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 高い納税道義 職員の優秀さが印象に残った ◦ 東京の名所等の案内書がほしかった

No.	氏 名	研修年次	現 職 (研 修 時)
6	Yoke Keong Wong	1973	Senior Assessment Officer, Income Tax Div. (Assessment Officer, Property Tax Div.)
7	Peter C.K Sim	1973	Senior Assessment Officer, Property Tax Div. (Acting Senior Assessment Officer, Miscellaneous Div.)
8	Soo Yeok Mui	1974	Senior Assessment Officer, Income Tax Div. (同上)
9	Heng Jee Lan	1974	Senior Assessment Officer, Property Tax Div. (同上)
10	Lee Yew Ho	1974	Assessment Officer, Anti-evasion (同上)
11	Venkataraman Subramaniam	1975	Head of Section, Collections (同上)

研修の効果	セミナーへの意見	その他(メモ)
<ul style="list-style-type: none"> ◦ アジア諸国の税制を勉強する機会をえたこと (参加国の税務の実態) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 参加国の税制、行政上の諸問題につき討論する機会を ◦ 講義は英語でされるべきだ 税法は複雑であり、通訳は容易でない 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 日本の税制、行政は理解しやすい、納税者から高い協力がえられているようだ ◦ 滞在中は快適であった
<ul style="list-style-type: none"> ◦ ADPシステムの講義は現在の仕事に役立っている (ADP) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 参加国の税制、行政上についての比較 グループ・ディスカッション 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 納税道義が高い、自主申告制度は興味があり、かつ印象的である
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 視野を広げ、現存の仕事と将来の税務行政の企画、立案に有益である (参加国の税務の実態) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 将来は租税計画と税務上の諸問題を解決するための実際的な技法に重点がおかれるべきだ ◦ スケジュール、資料ともに十分 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 自主申告、青色申告、源泉徴収、租税教育に感銘をうけた ◦ 直面している問題は経験ある職員の不足である
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 参加諸国の税務の知識を得るまたとない貴重な経験となった (ADP) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ ADPテーマの拡大 ◦ 研修員の討論と情報の交換の場を ◦ 伝統的な行事、お祭りなどの情報 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 青色申告、自主申告制度に感銘 ◦ 滞在中は快適であった。日本の秋はすばらしい
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 脱税への対処の仕方、脱税ケースの取扱い方に (青色申告) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ ISTACの目的は、参加国のかかえる税の諸問題の解決の手助けとなること、参加国の友好促進である ◦ 講義は英語で行ってほしい ◦ 青色申告制度の拡充を 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 日本のような偉大な国を訪問すれば見るべき所はすべて見たい。見物場所のリストがほしい ◦ 関係職員は親身に世話してくれた
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 徴収課長であるので徴収のしくみ、源泉徴収制度のADP化について勉強になった ◦ 現在、徴収のコンピューター化の試行をすすめている (ADP、源泉徴収制度) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 参加国がかかえている諸問題について討論することが望ましい ◦ 資料は十分、スケジュールはよくまわっていた 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 日本の税務は納税協力団体、納税者サービス等によって納税者と納税当局に強い信頼関係で結ばれている ◦ 直面する問題は、マン・パワーの削減である

No.	氏 名	研修年次	現 職 (研修時)
12	Liew Keow Seng	1975	Assessment Officer, Anti-evasion (同上)
13	Tan Jui Kuan	1975	Senior Superintendent of Customs, Special Investigation Div. (同上)

研修の効果	セミナーへの意見	その他(メモ)
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 脱税者に対処する日本の税務職員の公平で理にかなった姿勢および手法 ◦ 納税協力団体との座談会は有益であった (納税協力団体) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 講義は英語で行ってほしい ◦ セミナー終了後、報告書を参加各国に配布してほしい ◦ 工場見学、協力団体との座談会の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 簡単な日本語の話し方の本がほしい ◦ 日本の税務は効率的である ◦ セミナー関係者の親切と助力と協力に感謝したい
<ul style="list-style-type: none"> ◦ セミナーは、参加者に日本の税制について豊かな知識を与えた。しかし、シンガポールの税関業務には直ちには反映されない ◦ 国税庁のコンピューター・システム機能は有益であった (ADP) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 直接税、間接税コースは別個に開催されるべきだ ◦ 間接税コースの関税科目のウェイトの拡充を ◦ 直接税コースのウェイトが高すぎる 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ ISTACにおいて日本人職員によって与えられた処遇はすばらしかった 1973年、米国において麻薬セミナーに参加したが研修員に与えられた処遇は予想をはるかに下まわっていた

イ. 日本の税制・税務行政だけでなく、参加国の税務についても相当の時間をさいて討議することが望ましい。

ロ. 講義は英語で行ってほしい。通訳のためポイントが失われるし、税法は複雑で通訳するのは容易でないからである。

ハ. 参加国の増加を望む。

ニ. 再研修コース(Refresher course)の開設を。

その他、直接税・間接税コースは別個に開催すべし(直接税コースのウェイトが高すぎる)。研修期間中、日本の大学で聴講するチャンスを与えてほしい、等の要望が出されている。参加国の増加を希望する者は研修年次が古い研修員である。当初は参加国は8~9カ国であったが、現在は12~14カ国に増加していること、累計参加国は18カ国にのぼっていることを説明した。直接税・間接税コースは別個に開催すべしとの提言は、1975年間接税コースの研修員Mr. Tan Jui Kuanからである。同氏は、関税消費税庁からの研修員であるが、一般コースにおいて関税専門の研修員をどのように位置づけるかはなかなか困難な問題である。なお、大蔵省関税局においては、ISTACとは別個に税関行政セミナーを実施している。

税関行政セミナー

開設	1970年9月
研修人員	15名
期間	45日
対象地域	東南アジア、中近東、アフリカ、南米

④ その他

日本の税制・税務行政等についての感想は次のとおり。

イ. 日本人の高い納税道義、青色申告制度の定着、納税協力団体の存在、税大による職員の研修の充実について学ぶべき点が多い。

ロ. セミナーの受入体制は満足すべきものであり非常に感謝する。1973年米国の麻薬セミナーに参加したが、研修員に与えられた処遇は予想をはるかに下回っていた。

ハ. 新日鉄、日産自動車を訪ねし日本の技術はアジアの諸国にとって全く羨望的であることを痛感した。シンガポールも近い将来、日本の足跡をた

どることをひたすら望むものである。

5. 韓 国

当国における質問書の回収および会合のアレンジは、1975年一般コース研修員李裁吉、李馨秀、同特別コース研修員文尚鎮の各氏が尽力してくれた。三氏を含め、1975年の帰国研修員はわれわれを空港まで出迎え、宿泊のコリアナ・ホテルに案内し、在韓中、公私ともに種々お世話になった。

韓国の帰国研修員は102名（一般コース19名、韓国研修63名、韓国コース20名）、質問書回答者32名、面接者10名である。異動・辞職人員は把握することができなかった。異動・辞職人員が明らかでないのは、①帰国研修員の数が多くすべての帰国研修員を巡回指導の対象とすることは物理的に不可能であり、②質問書の回答者・面接者をソウルに勤務している者に限ったためである。

(1) 業務内容、昇進状況

帰国研修員の業務内容とポストの関係は表11-12のとおりである。

韓国においては、財務部（大蔵省）・国税庁間は人事交流を行っているが、今日の巡回指導についても2、3その事例がみられる（No.11, 15）。韓国コースの研修員は、従来すべて国税庁職員であったが、1977年の研修員からは、財務部、国税庁間の人事交流を配慮し、財務部所属の職員も研修員として派遣したいとのことであった（科学技術協力局洪課長談）。

一方、業務内容についてみると、事務系統間の配置がえ（転課）は盛んである。たとえば、官庁系統から税大教授（No.3）、審判所（No.8）、直税部（No.17, 19）へ、間税から外国投資課（No.9）へ、徴収から直税へ（No.14）へ、等である。

したがって、研修時と現在とは業務内容は必ずしも一致しない。

昇進状況についていえば、一般コースは回答者・面接者が1975年の研修員であったせいかポストは研修参加時と変っていない。1975年の研修員李裁吉氏（26才、庁課長補佐、ソウル国立大卒）は庁長表敬や研修員との会合において通訳兼司会を行い、1976年のCIAT（中南米税務長官会議）の長官の随員をつとめた。また、同年参加の李馨秀氏（30才、課長補佐、ソウル国立大卒）は、講義や特別研修旅行等において、各国の研修員をうまく

リードし、セミナーを成功裏に終らせるに寄与した。韓国の一般コースの研修員は年齢が若く、エリートを派遣しているのが特徴であり、将来がたのしみである。

特別コースの昇進状況は、以下のとおりである。

1967年(第1回)研修員朱明烈氏(No.1)は、現在ソウル地方国税庁直税局長の要職にあり、第1回のシニア・コースにも参加した。今回の面接の対象者外でも1968年研修員韓容賜氏は国税庁調査局長に、1969年の研修員襄渡氏は財務部税制次官補のポストにある。ちなみに、特別コース対象研修員29名の内、7名は税務署長のポストにある。韓国における税務署長のポストは本省庁の課長と同格である。1974年の帰国研修員は、参加時、税務署に勤務していた者は地方国税庁へ配置替えとなっており、栄転とのことであった。約1万人の税務職員のうち、毎年10-20名の研修員が選抜されて派遣されることを考慮するとき、優秀な人材がおくりこまれていることが理解し得た。

(2) 研修の効果

セミナーの効果を要約すれば次のとおりである(表11-12)。

- イ. 参加国の税務について情報を集得し、先進国としての日本の税務執行の状況を知ることができ、考え方を養う意味において有益であった。
- ロ. 納税道義の高さ、申告納税・青色申告制度の定着、納税協力団体の発達は大いに得る所が多かった。特に韓国の緑色申告制度、誠実報告会員制度にとり、参考となろう。また、日本における総合所得税制度は、韓国における同制度を採用する上に一つの指針となろう。
- ハ. 韓国における日本企業の地位を理解することができた。
- ニ. 外国納税者に対する所得税のP R制度を採用した。

(3) セミナーへの意見

セミナーへの意見として大要を列記すれば次のとおり(表11-12参照)。

- イ. 日本の税制、税務行政だけでなく、参加国の税務についても相当の時間をさいて討論することが望ましい(特に一般コース)。
- ロ. 講義は日本の税制・税務行政があゆんで来た試行錯誤の過程を具体的な事例をとりあげて行えばなお有益であろう。

- ハ. 参加人員の増加および研修期間の延長を(特別コース)。
- ニ. 税務署研修の拡充を望む(特別コース)。
- ホ. セミナーの継続的開催を(特別コース)。

(4) その他

日本の税制, 税務行政等における感想は次のとおり。

- イ. 韓国と日本は経済的パターンが異なるので税制面で対処の仕方が異なるのは当然であるが納税道義の高さ, 申告納税, 青色申告制度の定着, 納税協力団体の発達に感銘を受けた。
- ロ. 納税者と税務当局の協調が日本の経済の発展に寄与していると思う。
韓国の直面する問題は納税者の記帳能力の向上, インボイス・システムの開発である。
- ハ. 日本はめぐまれた国である。もちろん, 国民全体の教育水準の高さ, 高度な科学技術, 経済環境の好条件があったにせよ, 第二次大戦の結果, 徹底的に破壊された国が戦後30年で世界第二位の経済大国にまで発展したことは, 恵まれた国, というのが実感である。

表11 帰国研修員調

No.	氏 名	研修年次	現 職 (研修時)
1	李 輝 男	1974	国税庁外国人税課 (同上)
2	李 裁 吉	1975	国税庁営業税課補佐 (同上)
3	李 馨 秀	1975	国税庁消費税課補佐 (同上)

査表（韓国一般コース）

研修の効果	セミナーへの意見	その他（メモ）
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 韓国における日本企業の地位を理解する一助となった ◦ 外人納税者に対する所得税のP.R制度をとり入れた ◦ 参加国の税務行政の情報（申告納税協力団体、参加国の税務の実態） 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 所得税および法人税のケーススタディ ◦ 参加国の税制についての討議 ◦ 年会および年報の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ ISTACの関係者に感謝する彼らは隣国間の理解と協力の開拓者である ◦ 本屋、博物館のガイドブックがほしい
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 社会的、経済的、歴史的背景を伴った日本の税務の理解は韓国の税務行政（特に自主申告制度）の改善の指針となっている。 ◦ 納税協力団体の発達は自主申告制度の前提であり、大いに勉強になった（申告納税、納税協力団体） 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 参加国のかかえている問題について ◦ アジア友好関係の促進に努めること ◦ 講義はスライドや映画を多く使ってほしい ◦ 法人税、間接税における調査法の採用 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 現在直面している問題は <ul style="list-style-type: none"> ①インボイス・システムの開発 ②納税者の記帳能力の向上である ◦ 自主申告制度、能税協力団体の発展に感銘
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 消費税行政における税のラベル・システムの改善を検討中 ◦ 納税協力団体は申告の面で多くの示唆を与えた（納税協力団体） 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 参加国の税制および行政についての討論 ◦ 研修期間の短縮（50日→40日） 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 申告書が改善されているのに強い印象をうけた

表 12 帰国研修員

No.	氏 名	研修年次	現 職 (研修時)
1	朱 明 烈	1967	ソウル地方国税庁直税局長 (国税庁主席監督官付上級監督官)
2	魚 保 泳	1967	城東税務署長 (財務部税制局第二課第二係長)
3	李 年 熙	1967	税務大学校主任教授 (国税庁企画管理室)
4	李 圭 完	1967	北部税務署長 (国税庁徴税局徴税課第一係長)
5	黄 元 王	1967	南大門税務署長 (国税庁所得税課所得税係長)
6	李 鍾 義	1967	東部税務署総務課長 (国税庁主席監督官付監督官)

調査表（特別コース）

研修の効果	セミナーへの意見	その他（メモ）
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 青色申告制度，韓国の誠実申告制度の改善に役立っている ◦ 効率的な会計検査，徴税の方法（青色申告） 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 研修期間の延長 ◦ いろいろな分野の見学をとり入れてほしい 	<p>（第1回シニア・コースに参加）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 納税道義が高い ◦ 自主申告制度はよく改善されている
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 間接税（酒税の価格）制度の確立に（間接税） 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ キャピタル・ゲイン課税をとり入れる 	<p>（67，69年参加）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 税務行政に於て納税協力団体，青色申告制度が摩擦を少なくしていると思う ◦ 脱税調査はさびしい
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 青色申告制度と推計課税が韓国の税務行政の発展に役立っている ◦ その他，自主申告制度，職員の研修，税務署見学が有益であった（自主申告，青色申告，税務署研修） 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 研修期間の延長（6カ月～1年） ◦ 多国籍企業の課税方法をとり入れてほしい ◦ アジア諸国の税制の比較と行政の歴史と発展過程を採用のこと 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 日本の税制，行政は米国と比較し官僚的なようだ
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 自主申告制度が役立った（申告納税） 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 研修期間の延長 ◦ アジア諸国の税制の比較 ◦ 研修員の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 所得税減税は素晴らしい
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 日本における総合所得税制度が韓国において同制度を採用するのに役立っている（総合所得税制度） 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 租税政策をとり入れてほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 日本の税務はアジアでもっとも進んでおり，かつ民主的だ ◦ 現在，職務遂行に於て困難な問題は資料の収集および脱税の情報への不足である
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 総務の仕事なので現在のところ仕事に反映されていない ◦ 自主申告制度は有益であった（申告納税） 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 研修員の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 現在，仕事に於て直面する困難な点は訓練された職員の不足である ◦ 月刊紙は大変良かったが，現在送付してこない

No.	氏 名	研修年次	現 職 (研修時)
7	金 甲 烈	1968	南部稅務署署長 (小公稅務署法人稅課長)
8	池 昌 壽	1968	國稅審判官 (副理事官) (國稅庁企画管理室予算担当官)
9	黃 鳳 九	1968	國稅庁外國投資課補佐 (國稅庁間稅局消費稅課)
10	金 萬 泰	1969	西部稅務署長 (中部地方國稅庁個人稅課長)
11	趙 丙 昌	1969	鍾路稅務署長 (國稅庁總務課〇理係長)
12	李 德 吉	1969	中部地方國稅庁法人稅課長 (稅制局說制二課)
13	金 容 海	1969	不服審判所審判官 (國稅庁直稅局法人稅課第二係長)

研修の効果	セミナーへの意見	その他(メモ)
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 自主申告制度は法人税および所得税の発展過程を研究するのに役立った (申告納税) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 執行過程における具体的な実務・見学および討論のウェイトを高く ◦ 開発途上国の抱える執行上の問題点についての討論 ◦ 直間コース別の管理者セミナーの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ セミナーは韓国の税務行政に大いに参考となっている
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 日本の国税不服審判制度が参考となっている。また韓国の自進申告制度の改善に自主申告制度が役立っている (申告納税) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 研修員の増加 ◦ それぞれの国の問題点を共同研究する場を ◦ ホーム・ウィジットの拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 日本の税務は韓国と類似点があるのを発見
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 税務署訪問は行政組織、職員の勤務態度を韓国と比較することにより大いに参考となった (税務署見学) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ アジア諸国の税制に関する資料が欲しい 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 日本の税務は複雑であるが韓国と類似点が多い ◦ 税務職員と私的に接し、意見交換したい
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 組織行政、管理業務および租税資料の電算化に (参加国の税務の実態) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 各国税制の重点的考察を ◦ 第一線の税務の実情の視察にウェイトを 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 日本の租税制度および行政は大体良好である
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 納税者に対する啓蒙 ◦ 納税貯蓄組合制度の研究および施策の作成において (納税協力団体) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ アジア諸国の税制の比較研究を 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ セミナーは友好促進によい
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 日本の法人税の行政サービスが韓国の税務行政の改善に役立っている (申告納税) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 研修員の増加 ◦ セミナーの継続的開催を 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 現在仕事上直面する問題は納税者に税制改正について知らせる方法である ◦ 青色申告制度は税務行政を改善するのに重要な制度である
<p>記入なし</p>	<p>記入なし</p>	<p>記入なし</p>

No.	氏 名	研 修 年 次	現 職 (研 修 時)
14	金 秀 英	1970	竜山税務署個人税課長 (国税庁徴税局管財課調査係長)
15	張 銀 圭	1970	国税庁審査局 (財務部税制局直接税課)
16	鄭 善 永	1970	麻滝税務署長 (中部税務署法人税課長)
17	鄭 容 房	1973	鍾路税務署個人税課長 (国税庁企画管理官付)
18	梁 鍾 敏	1973	中部税務署法人税課長 (国税庁調査局査察課査察係長)
19	鄭 庚 竜	1973	西大門税務署法人税課長 (天安税務署総務係長)

研修の効果	セミナーへの意見	その他(メモ)
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 税の支払の宣伝方法を改善した ◦ 税務署見学して自国と比較し改善した事例がある(具体的には不明) (税務署見学) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 研修員の増加 ◦ 税務署研修の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 日本は自主申告制度と広報活動が発達している
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 租税制度の比較、法の解釈基準の設定に参考となっている ◦ 青色申告制度は税務に対する国民間の信頼性を高め、有益な制度である (青色申告) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ テーマを絞り重点的に 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 日本は中小納税者に対しては関心が低いようだ
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 納税協力団体、ADP制度、税務署見学が有益であった (納税協力団体、ADP) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 平等な課税をするための詳しい技法などを入れてほしい ◦ 詳しいテキストの配布を 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 仕事に於て直面する困難な点は課税情報の完全な収集である
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 確定申告制度の運営および対納税者P.Rが役立った ◦ 「近づき易い税務者づくり」のため広範な納税者懇談会を開催した ◦ 青色申告制度、納税協力団体、税務署訪問が有益であった (青色申告、納税協力団体、税務署見学) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 開催時期は冬はさけ春、秋に実施を ◦ セミナーの継続的開催 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 仕事の面においては相続税に問題がある ◦ 政策立案は聴聞会を開き、立法すれば継続的に執行するというのは学ぶべき制度である
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 日本の法人税サービスは韓国の税務行政の改善に役立つであろう (申告納税) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 研修員の増加 ◦ セミナーの継続的な実施 ◦ 研修期間の延長(2カ月) ◦ 局、署で職員との対話の機会を 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 青色申告制度は税務行政の改善に重要
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 配布された教材は自己の仕事に大いに有益 ◦ 税務署研修は法人税の実務を勉強するのに役立った (税務署見学) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 研修期間の延長 ◦ 実務研究のセミナーがよい 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 青色申告と支払制度が印象的

No.	氏 名	研修年次	現 職 (研修時)
20	崔 寅 貴	1973	ソウル地方国税庁法人税課 (同 上)
21	權 海 浩	1973	東萊税務署個人税課 (東釜山税務署個人税課)
22	李 熙 淳	1973	国税庁外国人税課 (同 上)
23	文 尙 鎮	1974	国税庁調査局調査課調査第一係長 (同 上)
24	李 根 鎭	1974	国税庁総務課人事担当 (同 上)
25	金 善 燁	1974	小公税務署調査係長 (ソウル地方国税庁調査課調査係長)

研修の効果	セミナーへの意見	その他(メモ)
<ul style="list-style-type: none"> ◦日本の税法は韓国と類似するから実務面(法人税)にスムーズに採用しうる ◦誠実申告制度の導入の上に(納税協力団体) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦セミナーの永続的実施 ◦研修時期は3月-4月が適当 ◦税務署研修を多く 	<ul style="list-style-type: none"> ◦日本の税制および行政の変遷と史実を比較検討し、韓国の将来の税務行政を改善、発展すれば巨大な助力となる
<ul style="list-style-type: none"> ◦自己の仕事への自覚と誇り ◦税務署を見学し、協力団体の関係者の意見を聞きえたこと(税務署見学) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦研修期間の延長(30日→40日) ◦資料は来日前に配布してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ◦研修監理員が誠実、親切であった ◦納税者と協調が日本の経済復興に役立った
<ul style="list-style-type: none"> ◦韓国の日本企業の地位を理解する手助けとなった ◦自由申告制度 }が有益 職員の研修 (申告納税、職員の研修) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦各国の税務についての討論 ◦研修実施時期の再考(能率的な勉強のため) ◦税務署研修にウェイトを 	<ul style="list-style-type: none"> ◦税に関する参考書のガイドを
<ul style="list-style-type: none"> ◦日本の所得税の確定申告制度を参考にしている ◦自主申告制度を目標に韓国の自進申告制度改善に努めている(申告納税) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦税務署の現場を見る機会を多く ◦研修員の増加 ◦ホーム・ヴィジットの拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ◦日本と韓国の税務は類似点が多いことを発見
<ul style="list-style-type: none"> ◦国税庁人事管理規程を改善するのに日本の人事管理制度を参考としている ◦申告納税制度、協力団体が韓国の税務の改善に役立った ◦税務署を視察し具体的執行状態と納税サービスを直接的に見学できたこと(税務署見学) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦税務署見学中心の実務研修の強化 ◦研修員の倍増(20名を年2回分別実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦当面の問題は総合所得税制実施に伴う効率的なP.Rである ◦日本の税務は完璧な民主税制と能率的な税務行政
<ul style="list-style-type: none"> ◦納税協力団体(商工会議所)はわが韓国の誠実報告会員制度に参考になっている ◦税務行政の成功は納税者の自己参加に基くか青色申告はそれを実現する方法である(青色申告) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦税の発展段階における試行錯誤の過程を強調してほしい ◦TICの各部屋に電話を 	<ul style="list-style-type: none"> ◦TICの各部屋に電話を架設してほしい

No.	氏名	研修年次	現職（研修時）
26	申 絃 浩	1974	ソウル地方国税庁調査課 （同上）
27	柳 永 相	1974	国税庁外国人税課 （同上）
28	朴 来 薫	1974	中部地方国税庁調査課 （国税庁調査指導1課）
29	曹 甲 相	1974	中部地方国税庁法人税課 （清涼里稅務署法人税課）

研修の効果	セミナーへの意見	その他(メモ)
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 納税協力団体(商工会議所はわが韓国の誠実報告会員制度に参考になっている) (納税協力団体) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 研修期間の延長(2,3カ月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ TICの各部屋に電話を架設してほしい
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 青色申告制度が有益 (納税協力団体) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 税大研修の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 納税協力団体は納税者、当局双方によりよい制度である
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 自主申告、青色申告制度が有益であった (申告納税、青色申告) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ セミナーの継続的な実施 ◦ 税務行政の広範な情報を与えること ◦ スケジュール、カリキュラム資料ともに申し分ない 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 青色申告制度はすばらしい
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 自主申告、青色申告制度が有益であった (申告納税) 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ セミナーの継続的な実施を ◦ 税務行政の広範な情報を与えること ◦ スケジュール、カリキュラム、資料ともに申し分ない 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 青色申告制度はすばらしい

Ⅲ 結 び

1. ISTAC に関する各国の評価は非常に高く、セミナーの実施時期、運営方法、教材、カリキュラム及び処遇等についてもおゝむね賛同を得ている。ただ、英語による講義についての配慮、参加人員の増加について要望があったことを付言しておきたい。

2. 研修員の経歴、地位は多種多様である、税制の立法者あり、執行サイドの調査官あり、その地位も本省の部長から税務署の係員にまたがり、かつ、参加各国の経済の発展段階も異り、すべての研修員が満足するテーマをえらび、カリキュラムをくむことは至難である、

研修員の声を要約していえば ISTAC は日本の税制、税務行政のみでなく、参加各国の税制、税務行政についての比較討論及びそれぞれの国がかかえる税務上の諸問題について討論の場を提供してほしいとの要望があげられている。

シニアコースの合同討議においては一般コースの研修員を討論に参加させ、第8回のセミナーからは、各人のカントリーレポートを利用して、討論する機会を設けたが、参加国の税務についての比較及び討論の場の拡充については、なお特段の配慮がのぞまれることを痛感した。

3. 帰国研修員は最新の情報、文献等の供与を希望している、ISTAC の活動状況を始め各種資料、情報の交換活動を充実することも必要と思われる。

4. セミナーの責任者をたとえば、5年程度ごとにセミナー参加国に訪問させ、それぞれの国情等を把握させることは、セミナーの運営方法の改善に資するためにも必要かと思われる。

今回の4カ国訪問をかえりみて、それら諸国がISTAC に対し、期待することのいかに大きいかを知ったし、研修員のセミナーに対する意見がそれぞれの国の経済の発展段階、税務の現状を踏まえた意見であることを実感した。

各国の税務行政調査編

I フィリピン

1. 租税構造

(1) 国税収入の構成

単位：ペソ

	1974 財政年度		1975 財政年度	
	百万	構成比(%)	百万	構成比(%)
所得税	2,721.15	49.0	3,168.14	46.2
個人所得税	640.73	11.5	857.72	12.5
法人所得税	2,080.42	37.5	2,310.42	33.7
遺産、相続、贈与税	34.45	0.6	27.50	0.4
居住税	6.59	0.1	7.15	0.1
仮計(直接税)	2,762.19	49.7	3,202.79	46.7
従量物品税	1,177.21	21.2	1,751.45	25.5
免許・事業税	1,070.19	19.3	1,338.97	19.5
印紙税	161.89	2.9	209.67	3.1
林産物税	40.42	0.7	30.47	0.5
法人特権税	54.08	1.0	69.07	1.0
Amnesty Tax	258.56	4.7	221.12	3.2
その他	30.32	0.5	35.79	0.5
仮計(間接税その他)	2,792.67	50.3	3,656.54	53.3
総計	5,554.86	100.0	6,859.33	100.0

(注) 関税庁所掌の税を除く

○ Amnesty Tax とは、Tax Amnesty 制度(後述)の下で納付された税額である。

(2) 租税負担率(国税関係のみ)

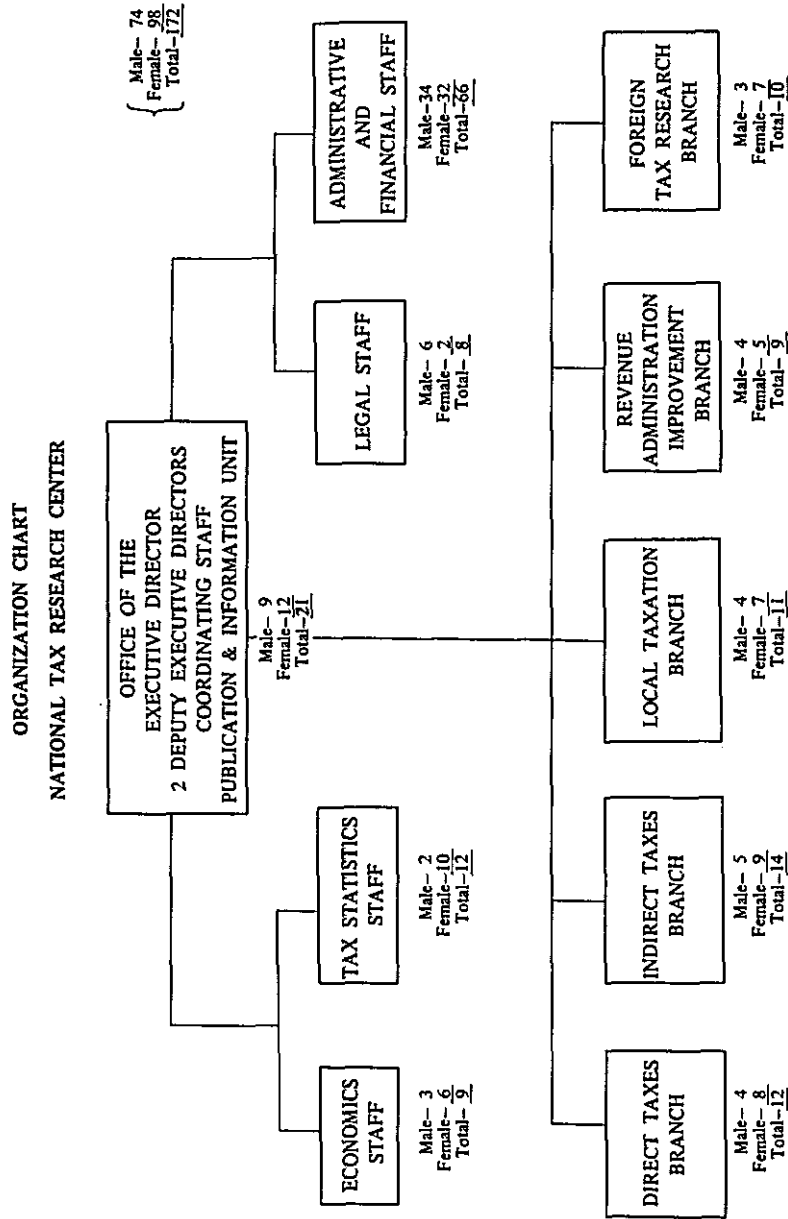
	国 税 収 入 (億)			GNP (億)	負担率
	内国才入庁分	関税庁分	計		
1974 財政年度	55.5	10.3	65.8	831.7	7.9
1975 財政年度	68.6	11.4	80.0	1,051.7	7.6

参考：日本 1974 年度 - 11.6% 1975 年度(見込) - 9.5%

2. 税務行政組織

(1) 国税関係法令の企画立案担当機関（租税研究所）

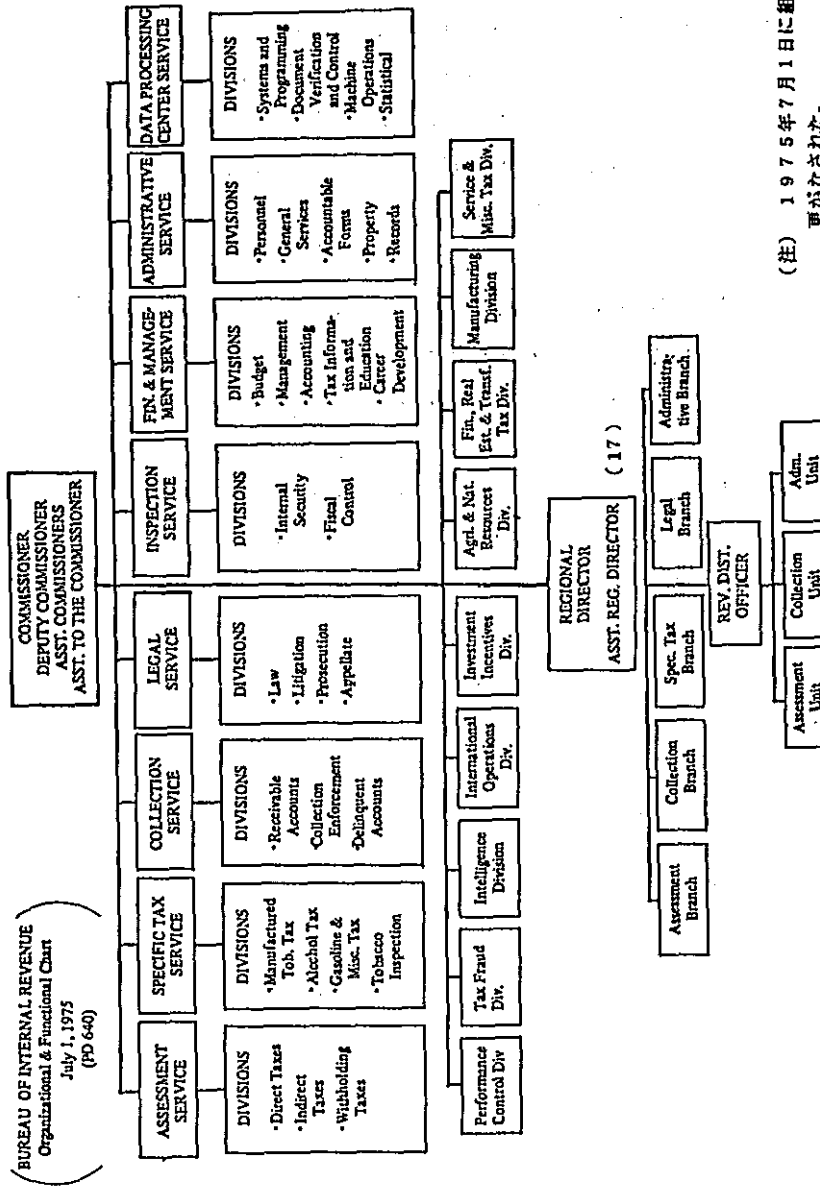
① 機構図



② 租税関係法令成立までの過程

- イ 提案 一大統領、民間、租税研究所自体により提案され、租税研究所によりその提案に対し研究検討が加えられる。
- ロ Inter-Agency Technical Committee による検討 ー Inter-Agency Technical Committee は National Economic and Development Agency on Taxation の次長が議長で、構成員が各省の上級職員からなる委員会である。なお、租税研究所はこの委員会の Secretary Agency を務める。
- ハ Tax Board Committee による検討 ー②の段階を経た提案は、最後の政策的見地からの検討のために National Economic and Development Authority の Tax Board Committee (閣僚レベル)にかけられる。
- ニ 大統領による承認 ーこの承認を経て大統領令が布告される。
なお、執行上必要な通達 (implementing rules) は内国歳入庁により作成される。

(2) 執行機関
① 内国才入庁機構図



② 内国歳入庁職員数等

イ 職員数の推移

1973 財政年度	5,560	人
1974 〃	5,405	
1975 〃	5,511	

ロ 1975年7月1日の組織変更による配置替え

再任	2,534	人
昇任	1,850	
配置替え	121	
降任	105	
	4,610	

ハ 新採用者数及び退職者数(1975 財政年度)

新採用者数	280	人
退職者数		
組織替えによるもの	140	
その他	241	

3 税務行政上の主要問題

(1) 税務行政執行にあたっての一般の方針

税務行政執行にあたっての一般の方針は法律によってカバーされている事項を法律に沿って行うことである。一般的に特別の規定がない限り自由裁量は許されない。いずれの場合においても執行にあたっては公正 (fairness)、衡平 (equity) 及び正当な手続 (due process) が要請される。これらの3つとも同じように重要であるが衡平に関して言えば免税点が低いこともあって重要と思われる。また、租税特別措置及び物品税制度の見直しも行っている。

(2) 税務執行上特に問題となっている事項及びそれに対する対策

税務執行上問題なのは、いかにして納税意識の水準をより高くするかということである。この問題は税法の適正な執行と租税に関する広報活動によっ

て解決されるべきである。租税政策の面では、1939年以来の人的控除の見直しを税収の多大な減をもたらすことなく、現在の物価高に見合ったものにするかということである。

4 徴 税 費

財政年度		百万ペソ		
		1973	1974	1975
徴 税 費				
人件費		49.00	46.00	69.00
その他		23.29	33.00	67.07
合 計 (a)		72.29	79.00	136.07
税 収 (b)		4,819.40	6,583.90	8,004.30
(a) / (b) %		1.5	1.2	1.7

注 1975年には給与の一般的引上げがあった。又年金は徴税費の中には含まれていない。

5 賦課制度の概要

(1) 賦課制度の概要

① 賦課方式か申告納税方式か

フィリピンでは申告納税方式を採用している。この方式の下では、納税者はその所得を申告し、税額を自ら計算して、申告時に納付しなければならない。所得税の申告書は通常本人又はその代理人によって提出されなければならない。法人税の申告書は代表取締役等によって提出され、提出者及び会計責任者による宣誓を必要とする。

② 申告時期

イ 個人

2月15日－フィリピンの居住者でその所得が1,800ペソ以下の者
又は前年において利益を得ることを目的とした事業取引を行
わなかった者で所得税の申告をしなければならない者
(例, 資産保有者, 海外旅行をした者等)

3月15日－フィリピンの居住者でその者の所得の源泉が給与, 賃金,
利子, 配当, 手当, 手数料, 賞与, 年金等からなる者

4月15日－上記以外の者

(注: 申告書を特に送付することはないが, 申告書の様式
は内国歳入庁の事務所等において無料で手に入るの
のでこれについては不満はないとのことである。)

□ 法人

① 第1, 第2, 第3四半期については, 各四半期終了後60日以内

② 第4四半期については課税年度終了後の第4番目の月の15日

(注: この制度は税収の平準化のために行っているものであり, (イ)
については推計で納付される。)

③ 源泉徴収制度の概要

次のような所得が源泉徴収の対象となる。

- 居住法人によって発行された社債・証券に対する利子
- 非居住者に支払われる定額の定期的所得(利子, 配当, 賃借料等)
- 非居住外国人に支払われる給与(定率の源泉徴収)
- 上記以外の給与(支払形態毎に異なる源泉徴収表に基づいて源泉徴収
を行う。)

(2) 納税者数

① 個人所得税の納税者数(1973財政年度)

事業所得者	83,586
給与所得者	629,887
その他	92,895
計	806,368

(注) 1974財政年度における申告数(パートナーシップを除く)は
次のとおり,

課税申告件数	667,442
免税申告件数	2,628,628
還付申告件数	315,216
合計申告件数	3,621,216

② 法人所得税の納税者数（1974 財政年度）

課税申告件数	9,202
免税申告件数	6,994
合計 //	16,196

③ 間接税の納税者数（1975 財政年度）

従量物品税納税義務者数 121

内訳

紙巻タバコ工場	22
葉巻タバコ工場	8
チューイング・タバコ工場	12
石油会社	10
映画会社	30
プラント輸入社	30
アルコール	18

6 納税意識

(1) 納税意識の水準

1975年に行った納税意識に関する第3回サンプル調査（サンプル数5,217）によれば、1974年現在の納税意識は1966年の78.0%から3.4%高くなって、81.4%となっている。

(2) 納税意識を高めるための施策

次のような施策を実施している。

① 納税意識調査

② 所得税申告書を書くのを手助けするための税務相談室（Tax Clinics）の設置

③ 学校教育における租税教育

④ 租税特赦制度 (Tax Amnesty)

(注) 租税特赦制度……不正計算又は無申告等により過去に財産、所得等を隠匿し、不当に税を免がれた者が自主的に申告することによりそれにかかる税の一部を免除又は軽減されるという制度。最近の免除率は税額の20%。

7 調査

(1) 調査権限

調査権限についての一般的規定は内国歳入法典により規定されており、内国歳入庁の職員がこれを実施する。調査権限について、特に問題となるのは銀行調査であり、これが1955年 Republic Act No. 1405によって禁じられており調査全体の障害となっている。

(2) 調査と細税意識の関連性についての考え方

机上調査にしる、立入調査にしる、納税意識を高めるのに重要な役割を果していることは否めないが、納税者の自主性が最も重要であると考え。

脱税は主として、所得と支出のクロス・チェック、情報申告書(第三者通報制度有り)、資産・負債の定期的申告等を通して発見される。

なお、統計によれば、納税を行う第1の理由は、他人が批難するからということである。

(3) 調査方法

通常の場合、申告後5年間はいつでも調査を行うことができる。仮装隠ぺいの場合は10年間。

調査の方法としては机上調査が大部分であり、大法人の場合についてののみ臨戸による調査を行う。

調査は次のような順序により行われる。

(a) 申告書の計算チェック

(b) 経費についての領収書、等の証拠書類のチェック

(c) 更正決定

(4) 記帳義務

すべての法人、パートナーシップ、個人等の納税義務者は仕訳帳及び元帳又はこれらに相当するものを作成し、少くとも5年間保存する義務を負う。四半期毎の粗売上等が5,000ペソを超えない納税者については、Secretary of Finance によって承認された略式帳簿を使用することができる。四半期毎の粗売上等が25,000ペソを超える者については、公認会計士による監査を受けなければならない。

8 納 付

(1) 納付方法

納付方法は現金及び小切手のみ

(2) 滞納税額

不明

9 コンピューターの利用状況

(1) コンピューターを利用している業務

- (a) 所得税申告書処理
- (b) 給与計算
- (c) 納付税額の処理
- (d) 源泉徴収表、還付書等の処理
- (e) 資産、負債及び純資産の処理

(2) コンピューターの機種及びコンピューター要員数

使用機種：FACOM230-25

コンピューター要員数：450人

10 人事管理

(1) 採用方法

求人広告を新聞、官報、大学等にて行う。人事院（Civil Service Commission）に対しても、空席となった役職に適切な資格を有する者についての要請がなされる。志願者に対しては、その職に適切かどうかをテストするために面接（約45分）及びペーパーテストが行われる。

(2) 昇進

昇進については、その者の能力、資格、経験、年令（年令は最後の要素）等を考慮して行っている。

(3) 処遇

a) 給与

税務職員について特別の俸給表はなくすべて同一である。ただし、1975年大統領令No. 640によって内国歳入庁職員は若干高い給与をもらえるようになった。民間との給与水準はほぼ同一である。

b) 勤務時間

月～金 原則として8:00～17:00（昼休み12:00～13:00）

c) 定年 65才

(4) 研修

職員はほぼ全部が大学卒であり、内国歳入庁の場合、会計士、弁護士の資格を持っているため、原則として職場研修を主体としている。最近3ヶ月程度（毎回約40人）の研修をローテーションによって行っている。

II シンガポール

1 租税構造

(1) 国税収入の構成

単位： S \$

	1973年度		1974年度	
	千	%	千	%
内国歳入庁所掌歳入				
所得税	562,622	41.8	846,482	50.7
不動産税	200,216	14.9	253,830	15.2
賃金税	35,229	2.6	44,441	2.6
遺産税	24,168	1.8	31,911	1.9
仮計(直接税)	822,235	61.1	1,176,664	70.4
賭博税	14,594	1.1	16,024	1.0
印紙税	74,390	5.5	44,849	2.7
ラジオ・テレビ免許税	9,574	0.7	10,307	0.6
その他	2,084	0.2	2,637	0.2
関税消費税庁所掌歳入				
石油(関税含む)	107,763	8.0	117,672	7.0
タバコ()	93,467	6.9	99,744	6.0
酒()	91,786	6.8	94,959	5.7
砂糖()	17,392	1.3	17,567	1.0
その他輸入税	89,501	6.7	63,119	3.8
その他消費税	442	-	433	-
娯楽税	14,447	1.1	17,269	1.0
映画フィルム賃貸料税	2,535	0.2	2,972	0.2
その他	5,253	0.4	6,472	0.4
仮計(間接税・その他)	523,228	38.9	494,024	29.6
総計	1,345,463	100.0	1,670,688	100.0

(注) 所得税の内法人所得税は1974年度で約67%を占めている。

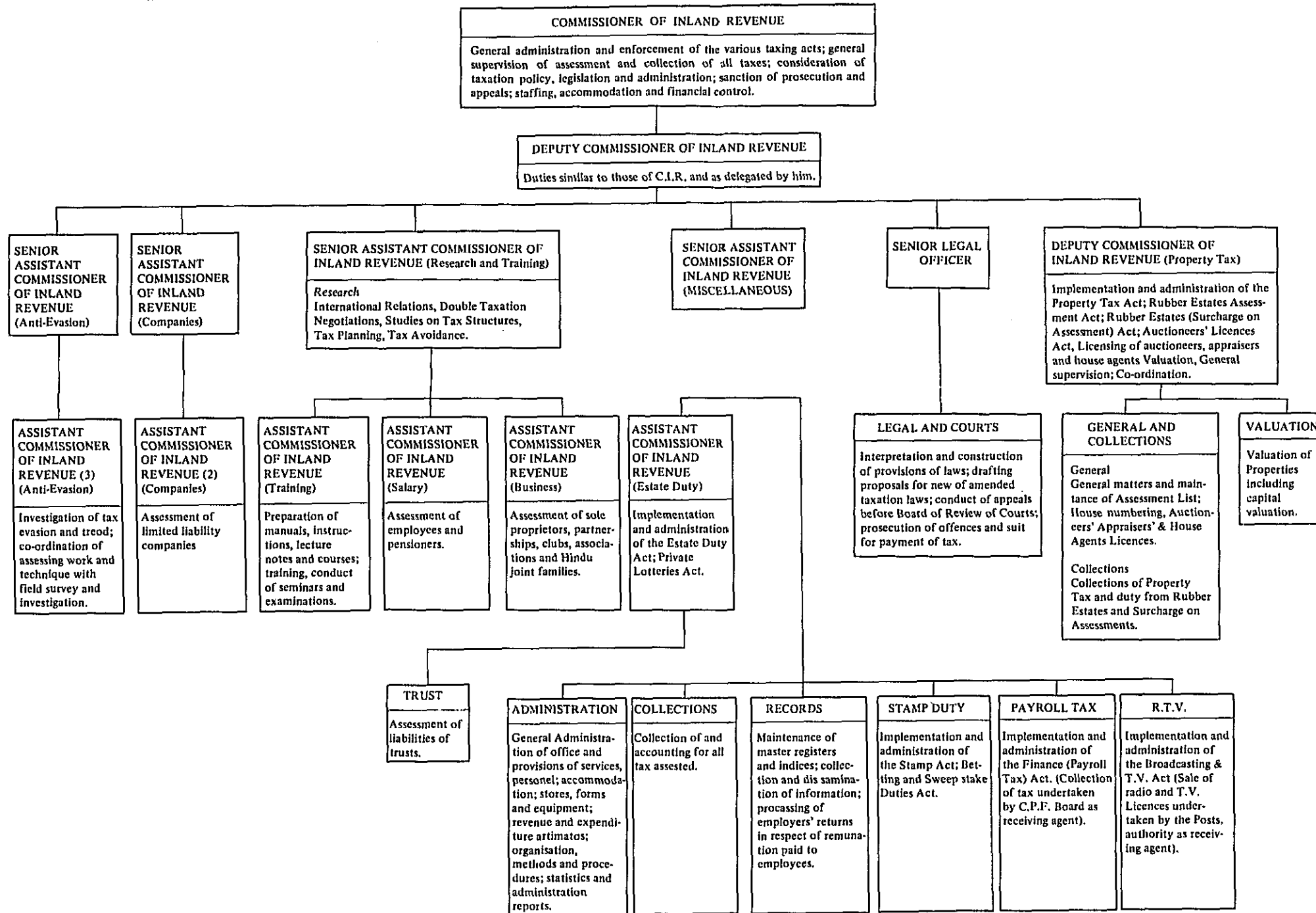
(2) 租税負担率

	国税収入(百万)	G. N. P.(百万)	負担率(%)
1973	1,345	10,118	13.3
1974	1,671	12,655	13.2

参考：日本 1973年 12.2% 1974年 11.6%

2. 税務行政組織
 (1) 内国歳入庁
 ① 機構図

INLAND REVENUE DEPARTMENT
 ORGANISATION CHART



② 内国歳入庁職員数等

1974年12月13日現在、定員1,079人、現員988人なお、全職員のほぼ80%が女性である(女性調査官は1人のみであるが、課長クラスにも女性がいる。)

全職員の職名別構成は次のとおり。

職 名	定 員	現 員
Commissioner, Grade C	1	1
Depty Commissioner, Grade E	1	1
Senior Legal Officer, Grade F	1	-
Deputy Commissioner(Property Tax), Grade G	1	1
Senior Assistant Commissioners Grade G	4	4
Chief Valuer	1	1
Assistant Commissioners	9	8
Deputy Chief Valuer	1	-
Senior Assessment Officers	37	24
Senior Systems Analyst	1	-
Senion Valuers	4	3
Legal Officer(Upper Timescale)	1	1
Legal Officers	4	4
Assessment Officers	79	44
Assessment Officers(Supernumerary)	12	-
Assistant Assessment Officers/Examiners	115	115
Assistant Assessment Officers/Examiners (Supernumerary)	23	23
Assistant Assessment Officers/Examiners held against Promotional Posts	-	49
Programmers/Systems Analysts	2	1
Valuers	20	16
Higher Executive Officers	3	1
Personal Assistant	1	-
Higher Clerical Officers	5	2
Executive Officers	7	7
Trainee Valuers	2	-
Valuaiton Officers	53	42
Chief Wireless Licences Inspector	1	1
Stenographer, Special Grade	2	2
Stenographers	13	12
Technicians	3	2
Assistant Technicians	3	3
Assistant Examiners	55	55
Clerical Officers	169	169
Clerical Officers(Interpreter)	7	7
Others	438	389
	1,079	988

1974年度中の職員の変更は次のとおり。

	職 員 数		
	税 務 職 員	事 務 職 員	合 計
採 用	79	78	157
辞 職	73	39	112
退 職	1	4	5
配 置 替 え	3	67	70
そ の 他	1	8	9

上記からも明らかなように税務行政上の大きな問題として、訓練を受け経験ある職員が、民間の給与が高いために辞職して行くことがあげられる。1975年6月30日現在で中堅職員（Assessment Officers, Assistant Assessment Officers Examinars, Assistant Examiners, Valuation Officers and Valuers）の72%は勤続3年以下である。

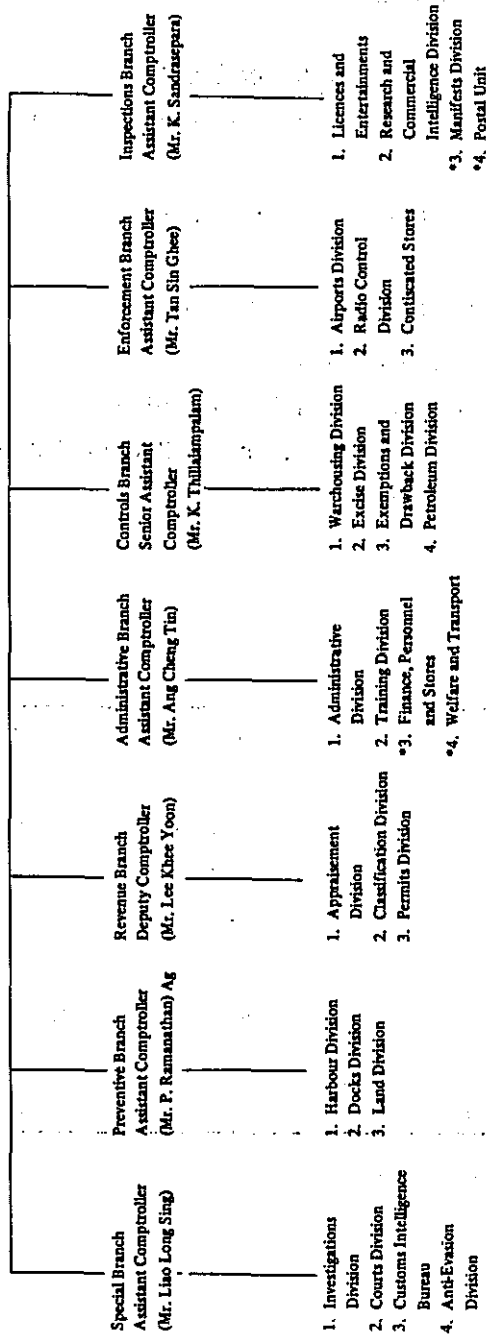
③ 国税関係法令の企画立案担当機関

国税関係法令の企画立案は、内国歳入庁（Legal and Courts）において行われ、大蔵省の審査を受けた後、さらに法務長官の審査を受ける。

(2) 関税・消費税庁機構図

ORGANISATION CHART OF THE CUSTOMS AND EXCISE DEPARTMENT
as on 31st December, 1974

Comptroller of Customs and Excise
(Mr. Lim Thean Soo)



Note: Officers in charge of Division are of the rank of Senior Superintendents of Customs and Excise, except those marked,* and + where officers in charge are of the rank of Superintendents or equivalent and Assistant Superintendents of Customs and Excise respectively. The Confiscated Stores is directly under the charge of Assistant Comptroller, Enforcement Branch.

3 税務行政上の主要問題

(1) 税務行政執行にあたっての一般的方針

租税負担の公正かつ公平な分配の達成及び納税者の自発的な納税意識の高揚。

(2) 税務執行上特に問題となっている事項及びそれに対する対策

多国籍企業によるトランスファー・プライシングの問題及び脱税手段としてのリース金融が特に問題となるものと思われる。これらの問題に対しては今のところ特に有効な対策はない。

(注) 民間の給与が高く、有能な職員が民間に移って行くことが大きな問題となっている。このため、毎年新規採用者をこれに見合って採用し、迅速かつ集中的な研修を施している。

4 徴 税 費

		千 S \$		
年度		1972	1973	1974
徴 税 費				
	人件費	5,193	5,829	7,860
	その他	1,400	1,552	1,518
	合 計 (a)	6,593	7,381	9,378
	税 収 (b)	669,461	922,877	1,250,481
	(a) / (b) %	0.98	0.80	0.74

(注) 関税消費税庁分は含まない。

5 賦課制度の概要

(1) 賦課制度の概要

① 賦課方式か申告納税方式か

賦課方式である。しかし、前もって自ら税額を計算しその税額を分割納付することが認められており、かつ奨励されている。

② 申告時期

申告通知の日（通常1月末日）から21日以内

③ 源泉徴収制度の概要

配当及び非居住者に対し支払われる利子……40%の源泉徴収

(2) 納税者数

1974課税年度分について、1975年3月31日までに賦課決定された者の数

個人

給与所得者	144,576	(129,850)
事業主	15,936	(14,274)
パートナー	<u>17,168</u>	<u>(15,912)</u>
計	177,680	(160,036)
法人	4,322	(4,015)
信託	916	(1,078)
その他	<u>398</u>	<u>(408)</u>
総計	<u>183,316</u>	(165,537)

(注) ()内の数字は1973課税年度分について1974年12月31日までに賦課決定された者の数を示す。

6 納税意識

(1) 納税意識の水準

- 給与所得者 …… 80%

- 個人事業主, パートナー …… 60%
- 法人 …… 70%

(2) 納税意識を高めるための施策

- 法律上要請される事項についての広報
- 意図的な脱税者の告発

7 調 査

(1) 調査方法等

賦課の期限は通常12年である。街装隠ぺいの場合には無期限になされる。

調査の方法は通常全申告書について机上調査がなされ脱税等の場合については、1969年に設置された脱税課 (Anti-Evasion Section, 1974年10月に調査課を吸収) が受け持って調査を行っている。現在調査官の数は20人程度であるが少なくとも50人程度はほしいとのことであった。調査日数等はは案件により異なり、3年がかりで調査を行うこともある。フィリピンの場合のように銀行調査ができないということはない。情報の管理等は Records Section が受持っているが、これらの情報を参考にして調査対象を選択している。なお第三者通報制度もあるが、これによって摘発される者の数は少ない。

最近の脱税課の調査実績は次のとおりである。

千S\$

	調 査 件 数	申 告 所 得	納 付 税 額	増 差 所 得	増 差 税 額 (加算税を含む。)
1972	126	11,095	1,954	22,385	16,872
1973	147	22,716	3,992	28,673	27,012
1974	61	32,740	12,817	46,883	53,696

(2) 記帳義務

事業を行う納税者については、記帳義務が課されており、法人の場合には、公認会計士の監査を受けていなければならない。

8 納 付

滞納税額の推移は次のとおり。

			千S\$
1972.	12.31	現在	14,381
1973.	12.31	現在	14,634
1974.	12.31	現在	17,952

9 コンピューターの利用状況

- (1) コンピューターを利用している業務
 - (a) 不動産税—徴収及び計算業務
 - (b) 所得税—申告書の印刷，発送業務及びその後の事務処理
 - (c) ラジオ・テレビ免許税—請求書の発行業務及びその後の事務処理
 - (d) Quit Rent —請求書の発行業務とその書換えのみ
- (2) コンピューターの機種及びコンピューター要員数
使用機種：IBM260 MODEL20
コンピューター要員数：プログラマー等6名 パンチャー等12名

10 人事管理

- (1) 採用方法
人事院（Public Service Commission）によって一括採用され、内国歳入庁に配置される。
- (2) 昇進
昇進は業績評価（Merit and Work Performance）によって行われる。
なお、選別は人事院によって行われる。
（注）大学卒の方がいくらか昇進は良いが、高卒のものでも優秀な者は昇進されるとのことである。
- (3) 処遇

a) 給 与

民間給与の方が高く、これが人材不足を招いている。

b) 勤務時間

月 ～ 金 8:00 ～ 17:00 (昼休み12:00～13:00)

土 8:00 ～ 13:00 (各週土曜日休暇制を採用 -

1974年5月)

c) 定 年 60才

(4) 研 修

新規採用職員について所得税法及び会計学に関する初級コースを実施。そのほか、職場研修が2年間程度(週1回2～3時間の講義等をPart timeで行いながら)行われる。

上記初級コースを終了した者に対しては所得税法及び会計学に関する上級コースが実施される。

なお、英語についての研修コースもある。

脱税課の職員については調査技法に関する研修も実施されている。

以上のほか、多くの職員が海外研修に派遣されている。

参 考 资 料

II. Contents of Training in ISTAC

1. In what aspect is what you have studied in the ISTAC beneficial to your present job? Please describe it concretely.

2. What item of training was most useful for you (choose one item among the following items and explain the reasons thereof)?

- 1) Self-assessment system
- 2) Blue return system
- 3) Private cooperative organization (such as the Blue Return Associations, the Associations of Corporations, the Savings-for-Tax Association, etc.)
- 4) Training for tax officials
- 5) ADP system (computerization)
- 6) Visiting the District Tax Offices
- 7) Gaining the information about the actual situation of tax systems and administrations in participants' countries.
- 8) Others _____

(Reasons)

3. Have you introduced any new system or improved previous system by being hinted or suggested through your training in the ISTAC? If you have, please explain about it.

4. What subjects or matters do you think should be supplied more in the ISTAC?

5. If you have any problems in carrying out your job at present, please describe them.

6. Please write down your opinions about the schedule, curriculum, lecturers, materials, etc. of the ISTAC, if any.

7. Please write down your views or opinions about the objectives of the ISTAC in future.

III. As to life during staying in Japan

Is there anything especially important for the Japan International Cooperation Agency or the National Tax Administration Agency to do in order to take care of participants' daily life in Japan? Please write down it, if any.

IV. Please write down your impression of (or comments on) Japanese taxation system and tax administration through your participation in the ISTAC.

V. Please write down any other comments on training in the ISTAC.

Signature _____

(2) 税務行政に関する質問書

Questionnaire concerning Tax Administration
(If you need, please use bland papers attached)

1. Outline of Tax Administration Organization

(1) As to the organization in charge of legislative work of national tax laws

- a) Please write down (or make a copy of) "the chart of the organization".
- b) Please write down "the number of officials by each division on the chart mentioned in (a)".
- c) Please describe briefly "the typical process of legislation of tax laws (from drafting to enforcement of tax law)".

(2) As to the organization in charge of the administration of national tax laws

- a) Please write down (or make a copy of) "the chart of the organization (head office and local offices separately, including line of controlling and ordering by arrow)".
- b) Please write down "the number of officials by each division (including ratio of male to female)" on the chart mentioned in (a).

2. Main Policy Issues on Tax Administration

(1) Please describe "the general principle or guide line in carrying out tax administration, if any".

(2) Please describe "the current issues which are especially important, if they are, and counter – measures for them".

3. Tax Collecting Cost

Please write down appropriate figures in the blank within the following table.

Fiscal year	1973	1974	1975
Tax collecting cost			
Personnel cost			
The other cost			
Total (a)			
Tax Revenue (b)			
(a)/(b) %			

4. Assessment System (mainly concerning income tax and corporation tax)

(1) As to outline of assessment system

a) Which is the assessment system in your country, self-assessment system or official assessment system?
Please describe "the characteristics thereof".

b) Please write down "the period of filing a tax return or the period of assessment as to income tax, corporation tax, etc."

c) Please describe "the outline of withholding tax system (item of applicable income, etc.)".

(2) As to the number of taxpayers

a) Please write down "the number of income taxpayers in the most recent year by categories of taxes such as business income, wage income, etc."

b) Please write down "the number of corporation taxpayers in the most recent year".

c) Please write down "the number of taxpayers of main indirect taxes in the most recent year".

5. Relation between Taxpayers and Tax Authorities

- (1) What is the level of tax compliance of taxpayers in your country?

- (2) Please explain about "the measures adopted in your country in order to enhance the tax compliance (public information activities, tax consultation, etc.)".

6. Audit (if there is a difference between audit in direct taxes and that in indirect taxes, separately)

- (1) Please describe "the details of auditing power of tax officials from the points of views of legal provisions and actual situation of auditing".

- (2) Being considered that the disclosure through auditing is the most effective measure for enhancing tax compliance of taxpayers, how do you evaluate actual situation of tax compliance and auditing in your country. And if you have special system for finding tax evasion, please describe it, too.

- (3) Please describe "the typical example of auditing taxpayer (on period for audit, method of audit, etc.)".

- (4) Please describe "the duty of bookkeeping and/or keeping of documents and actual situation thereof".

7. Tax Payment or Enforcement

- (1) Please write down "the proportion of various kinds of tax payment forms (cash, check, transfer from taxpayer's bank account, etc.) in the most recent year".

- (2) Please write down "the ratio of tax amount in delinquency to tax amount payable in the most recent year by each tax item".

8. Computerization of Tax Administration

- (1) Please describe "the works done by the computer".

- (2) Please write down "the capacity of the computer which is used, the number of staffs needed to manage and run the computer in the most recent year".

9. Personnel and Training

- (1) Please describe "the courses of recruiting the tax officials".

- (2) Please describe "the normal course of promotion of tax officials".

(3) As to salaries etc. please answer the following questions.

a) Is there any special salary schedule applicable only for tax officials?

b) How are office hours?

—Example—

Weekday: From 8:00 to 12:00

(Lunch time: from 12:00 to 13:30

From 13:30 to 17:00

Sunday: day off

c) Age limit

(4) Please describe "outline of the courses and the establishments for training tax officials"

10. Bibliography (in English)

Would you please supply us the books and materials which contain the informations as follows;

(1) Outline of tax system and tax administration

(2) Financial statistics — Total Expenditure, Total Revenue, Tax Revenue, National Income, etc.

2 アジア租税セミナーの沿革及び参加人員

(1) アジア租税セミナー沿革

年 度	コース 事項	特 別 研 修 (韓国コース)	
		事 項	人員, 期間, 時期
42年度	韓国研修開設		
	Aコース 庁・課長クラス対象		10名 14日間, 5月
	Bコース 庁係長クラス対象		10名 34日間, 6月
43年度	Aコース		3名 14日間 9月~10月
	Bコース		8名 28日間, 10月
44年度	A ₁ コース 庁部長クラス対象		2名 13日間, 10月
	A ₂ コース		4名 13日間, 10月
	Bコース		10名 26日間, 11月
45年度	A ₁ コース		2名 14日間, 11月
	A ₂ コース		6名 14日間, 11月
	Bコース		10名 28日間, 11月~12月
46年度			

集団研修（直接税コース，間接税コース，シニア・コース）	
事 項	参加国，人員，期間，時期
集団研修開発 1. 税制執行に半々のウエイト 2. 講師は省・庁の課長クラス	6ヶ国 15名，31日間 5月～6月
1. 研修期間延長（31日間→45日間） 2. 実施時期変更（初夏→秋）	8ヶ国 16名，45日間 9月～10月
#	9ヶ国 16名，45日間 8月～10月
1. 直税班，国税班2グループ制採用 2. 午前講義，午後税務署研修 3. 執行面にウエイト 4. 講師は庁補佐クラス	8ヶ国 13名，43日間 8月～10月

年 度	コ ー ス 事 項	特 別 研 修 (韓国コース)	
		事 項	人員, 期間, 時期
47年度			
48年度	韓国コース開設 法人税の制度及び実務中心		10名 30日間 1月～12月
49年度	所得税の制度及び実務中心		10名 31日間 1月～12月
50年度	韓国コース実施見送り (51年5月～6月実施予定)		

集団研修（直接税コース，間接税コース，シニア・コース）	
事 項	参加国，人員，期間，時期
1. 直・間グループ制廃止 2. 女性研修生初参加	10カ国 16名，44日間 8月～10月
1. 所管，主税局から庁に移管 2. 直接税コース，間接税コースのコース採用，参加国・人員増加 3. 台湾招請中止	13カ国 32名，45日間 9月～10月
1. シニア・コース開設（庁部長クラス以上対象） 合同討議設ける。 2. 研修期間延長（45日間→50日間），日本研修生 増員（3名～4名） 3. 招請国増加（アフガニスタン，ブラジル，イラン， イラク），中近東からイラン，イラク初参加	10カ国 10名，12日間 10月 14カ国 28名，50日間 9月～10月
1. シニア・コース合同討議に同時通訳を付す。 2. アジア外からブラジル初参加，ラオス，クメール， 南ベトナム招請中止 3. アフターケア実施	9カ国 9名，12日間 10月 12カ国 25名，50日間 9月～10月

(2) アジア租税セミナー（第1回～第8回）国別参加人員

国名	コース 回数 年度	直接税・間接				
		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
		43年度	44年度	45年度	46年度	47年度
台湾		3	2	2	2	2
韓国		3	2	2	2	2
マレーシア		2	2	1	0	1
フィリピン		4	2	2	2	2
スリランカ		1	2	2	0	1
タイ		2	2	2	2	2
インドネシア			2	2	2	2
シンガポール			2	2	1	2
ラオス				1	1	1
インド					1	1
バングラデシュ						
クメール						
パキスタン						
南ベトナム						
イラン						
イラク						
アフガニスタン						
ブラジル						
参加人員		15	16	16	13	16
日本	大蔵省	2	1	1		1
	国税庁	2	1	2	2	2
(注) ① 国交断絶のため招請中止 ② 招請するも応募なし						

税 コ ー ス				シニア・コース		
第 6 回	第 7 回	第 8 回	累 計	第 1 回	第 2 回	累 計
48 年度	49 年度	50 年度		49 年度	50 年度	
※			11			
4	2	2	19	1	1	2
2	1	1	10	1	1	2
4	4	3	23	1		1
2	2	2	12	1	1	2
1	4	3	18	1	1	2
4	3	3	16	1	1	2
2	3	3	17	1	1	2
3	1	※	6			
1	2	2	9	1	1	2
2	1	0	2	1	1	2
3	0	※	2	1		1
2	2	3	8		1	1
	1	※	3			
	1	0	1			
	1	1	2			
	0	1	1			
	0	1	1			
32	28	25	141	10	9	19
1	1	1	8		1	1
2	3	5	19	1		1

